

平成30年第3回中島村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月25日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3
○職務のため出席した者の職・氏名	3
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○行政報告	6
○村長報告	8
○教育長報告	9
○議案第45号～認定第8号の一括上程、説明	10
○平成29年度中島村歳入歳出決算審査の報告について	12
○平成29年度中島村健全化判断比率等審査の報告について	17
○散会の宣告	19

第 2 号 (10月2日)

○議事日程	21
○出席議員	21
○欠席議員	21
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	21
○職務のため出席した者の職・氏名	21
○開議の宣告	22
○一般質問	22
小林 均 君	22
小室 辰雄 君	30
小松 公雄 君	37

○議案第45号の質疑、討論、採決	40
○議案第46号の質疑、討論、採決	46
○議案第47号の質疑、討論、採決	47
○散会の宣告	48

第 3 号 (10月4日)

○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	49
○職務のため出席した者の職・氏名	49
○開議の宣告	50
○認定第1号の質疑、討論、採決	50
○散会の宣告	66

第 4 号 (10月5日)

○議事日程	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	69
○職務のため出席した者の職・氏名	70
○開議の宣告	71
○認定第2号の質疑、討論、採決	71
○認定第3号の質疑、討論、採決	73
○認定第4号の質疑、討論、採決	75
○認定第5号の質疑、討論、採決	76
○認定第6号の質疑、討論、採決	77
○認定第7号の質疑、討論、採決	78
○認定第8号の質疑、討論、採決	79
○陳情第5号～陳情第7号の委員長報告	80
○陳情第5号の質疑、討論、採決	81
○陳情第6号の質疑、討論、採決	81
○陳情第7号の質疑、討論、採決	82
○議員派遣の件	83
○日程の追加	83

○発委第4号～発委第6号の一括上程、説明	84
○発委第4号の質疑、討論、採決	85
○発委第5号の質疑、討論、採決	85
○発委第6号の質疑、討論、採決	86
○閉会中の継続調査の申し出について	87
○村長の挨拶	87
○閉会の宣告	88
○署名議員	89

中島村告示第21号

平成30年第3回中島村議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年9月19日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 平成30年9月25日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	椎	名	康	夫	君	2番	小	室	重	克	君
3番	小	林		均	君	4番	小	室	辰	雄	君
5番	小	松	公	雄	君	6番	鈴	木	新	平	君
7番	木	村	秋	夫	君	8番	藤	田	利	春	君

不応招議員（なし）

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成30年第3回中島村議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年9月25日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 行政報告
日程第 5 村長報告(報告第3号)
日程第 6 教育長報告(教育委員会の事務の点検及び評価報告)
日程第 7 議案の上程、提案理由の説明(議案第45号から認定第8号まで)
日程第 8 平成29年度中島村歳入歳出決算審査の報告について
日程第 9 平成29年度中島村健全化判断比率等審査の報告について

出席議員(8名)

1番	椎名康夫君	2番	小室重克君
3番	小林均君	4番	小室辰雄君
5番	小松公雄君	6番	鈴木新平君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	小針英希君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	相楽高德君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君
代表監査委員	大澤洋次郎君		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 向井正 書記 藤田幸江

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまから平成30年第3回中島村議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） 出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田利春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、木村秋夫君、1番、椎名康夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（藤田利春君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から10月5日までの11日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、今期定例会会期は本日から10月5日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付した印刷文書のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（藤田利春君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中の主な議会関係事項について報告を申し上げます。

8月20日は、西白河地方町村議会議長会長の私が、福島県町村議会議長会定期総会特別議決等に基づく要請活動に参加してきました。

要請は、復興大臣、本県関係国会議員等へ福島復興・再生に関する予算の確保、道路等交通網のインフラ整備など、福島復興・再生に向けた要望活動を行ってきました。

8月22日には、県町村議会議長会主催による議長・副議長研修が福島県自治会館で開催され、私と木村秋夫副議長が出席してまいりました。

研修内容は、「これからの議会の活性化と議会改革」と題し、同志社大学大学院、総合政策科学研究科教授、新川達郎氏からの講演でした。

全国で議会改革が進められ、議会基本条例を制定している割合が約45%に上っている。住民に開かれた住民参加を促進する議会を目指し、質問、質疑だけの場から、政策評価や住民との意見交換会などを実施する議会も増加している。これらからは政策形成力、政策を評価し監視する能力、住民代表力をつける、つくる意識を持ち、取り組んでいくことが重要であると話していました。

新川氏の講演は、事例を挙げての講演でしたので、わかりやすく大変参考になりました。

次に、「舞台裏から見た政治とこれからの政局展望」と題し、政治評論家、有馬晴海氏の講演がありました。有馬氏の講演では、舞台裏から見た自民党総裁選の現状や今後の政局の行方についてお話しいただきました。その他、閉会中の議会関係事項等は、お手元に配付した印刷文書のとおりですので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願（陳情）は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配付した請願（陳情）文書表のとおり、所轄の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

続いて、村長から提出のあった議案、監査委員から報告のあった例月出納検査結果報告、平成29年度歳入歳出決算審査意見書及び平成29年度健全化判断比率等審査意見書、また今期定例会に説明のため出席を求められた者、委任を受け出席する者は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

次に、議員派遣の報告を行います。

4番、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君より議員派遣についての報告の申し出がありましたので、これを許します。

4番、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔総務教育常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小室辰雄君） おはようございます。

総務教育常任委員会より議員派遣の報告をいたします。

去る8月8日、中島村生涯学習センター輝ら里において、西白河地方議会議員研修会が開催され、本村議会議員も参加いたしました。

初めに、西白河地方町村議会議長会の自治功労者の表彰が行われ、管内5名の議員が受賞されました。

講演は、講師に新潟県立大学国際地域学部、准教授、田口一博氏を迎え、「議員の権限と役割」という演題で行われました。

その内容は、議会の法律上の権限は議決事件や証人等について決められてはいるが、議会の権限は法では定

められておらず、法を決める議員は法によって権限を規定されない。したがって、議員の規律は議員自身が定めることや、最近の政治倫理と議員のなり手問題の関係、効果的な議員の権限の行使について、意義のあるお話を伺いました。

さらに、議員の役割とは、議員に期待されていることを実行することであるが、何を期待しているかは人によりさまざまで、全て実行することは不可能である。同僚議員、住民の賛同を得て長に要望したり、また、議論に基づく合意形成を行い、直接請求を行うなどの方法もある。

議員の仕事は、地域の中心者として地域の担い手になること、さまざまな考えを持つ議員により多様な住民の声を聞くこと、どうすればよいかを執行機関に考えさせること、同僚議員と議論してどうしたいかを定めることが議員の仕事であると講演をいただきました。

最後に、先生に講演をいただき、議員の役割について再認識させられた思いであります。大変有意義な研修でした。

以上で、議員派遣の報告を終わります。

平成30年9月25日、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で、議員派遣の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（藤田利春君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに第3回中島村議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

お時間をいただきまして、3期目就任の挨拶を申し上げます。

このたびの村長選挙において、村民の皆様の方強いご支援を受け、無投票当選させていただき、引き続き村政を担当させていただくことに対し、改めてその責任の重さを痛感している次第です。

振り返れば、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は今まで経験したことのない未曾有の災害であり、今後の防災対策のあり方を学びました。

保育所、幼稚園の保育料、給食費の無料化、子供のための総合施設輝らキッズ、元気な高齢者をつくる輝らフィットの開設、企業誘致やプレミアム商品券事業等、第5次総合振興計画の実現に向け取り組んでまいりました。

また、中島村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本村へ移住定住や仕事の支援や雇用創出にも取り組んでまいりました。

3期目に当たり、5項目を村民の皆様にご公約として掲げました。

1点目は、子育て支援のさらなる充実です。2点目は、学校教育の取り組みです。3点目は、村民の健康づくりと高齢者の介護予防です。4点目は、産業の振興です。5点目は、移住定住の促進です。

私は「あなたの意見（こえ）が私の行動の原点です」を政治信条として、「みんなが主役 笑顔あふれる美しきなかじま」の実現に向け、全身全霊で村づくりに取り組む所存でありますので、議員各位のさらなるご協力、ご支援をお願い申し上げます。

さて、今年の水稲の生育状況は田植えの時期から順調に推移しておりましたが、7月以降の高温少雨は大きな影響を及ぼし、さらに出穂期の台風14号による影響により一部不稔が発生している状況にもあります。間もなく収穫の時期を迎えようとしていますが、今後の天候が心配されるところです。東北農政局から発表された8月15日現在における水稲の作柄はやや良と見込まれていますが、今後の台風の動向も含め、気象条件が気になるところであります。

村では、稲作の放射能吸収抑制対策として、昨年に引き続きカリ肥料の配布を実施し、安全・安心な米づくりを目指す農家の方々に万全を期していただきました。さらに収穫後には、米の全量全袋検査を行い、消費者に安全・安心をお届けできるよう、今後とも努力してまいります。

それではまず、行事等について報告をいたします。

6月5日から7日には、中体連県南大会が開催され、中島中学校の各部とも日ごろの練習の成果を十分に発揮し熱戦を繰り広げました。男子バレーが準優勝、女子バレーが3位、卓球男子シングルスが優勝、卓球女子団体が準優勝、女子シングルスが5位入賞と健闘し、見事県大会出場の切符を獲得しました。

6月26日には、千葉県ZOOマリンスタジアムにおいて、風評被害の払拭と中島村PRを兼ねた、千葉ロッテマリーンズ協賛試合を実施しました。当日は天候の不安もありましたが、議会議員の皆様にもご参加をいただき、来場者には中島村産コシヒカリのプレゼントをするなど、ふるさと納税の協力依頼と本村のPRをすることができました。

6月30日には、京浜市場トップセールスを東京大田市場で実施し、夏秋野菜の安定販売と風評被害払拭活動に取り組みました。JA夢みなみ管内自治体の首長による活動であり、農産物の安全性と県南地域のPRを推進することができました。

7月1日には、中島村健康づくり交流センター輝らフィットがオープンしました。本村初となる指定管理者制度に基づき民間事業者へ管理運営をお願いしているものです。8月末の登録利用者が370名と予想を上回り、大変好評を博しております。従来から実施している筋力スマイルクラブとステップアップ教室とをあわせ、村民の健康増進や介護予防に役立つものと大いに期待するものです。

7月9日には、白河市東、東風の台運動公園において第41回福島県消防操法競技白河支部大会が開催され、本村から自動車ポンプの部に第1分団第2部（元村）と小型ポンプの部に第1分団第4部（小針）が出場しました。本村代表として、日ごろからの訓練と早朝練習で向上した成果を披露し、その技術と規律、時間を競い合いました。地域の安全を守るための消防団の意気込みが感じられる素晴らしい大会でした。

7月20日には、県道棚倉・矢吹線と県道母畑・白河線の交差点付近において交通安全テント村が実施され、村交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会及びパトロール隊により、ドライバーへの交通安全呼びかけ

け運動が行われました。

次に、行政執行の状況について報告いたします。

工事関係であります。繰り越したふくしま森林再生事業は、民有林の間伐等の森林整備と土砂流出防止対策による森林の多面的機能維持、さらに放射線低減対策を図るためのもので、二子塚、元村地区について5月末で完了しました。

30年度分については、森林再生事業年度別実施計画作成業務委託として元村、岡ノ内、小針地区、森林再生事業同意取得業務委託として岡ノ内、小針地区、森林再生事業森林整備等委託として二子塚地区について、それぞれ発注し、業務に着手済みです。

除染対策事業として仮置き場管理業務を発注しました。道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業として測量設計が完了したことから、引き続き堆積物の撤去・処理及び処分の業務発注を進める予定です。

道路改良事業として、滑津・後山線について今年度分の用地測量及び補償業務が完了したことから、工事発注に向け用地補償や売買契約等の業務を進める予定です。

社会資本整備総合交付金事業として、狭あい道路整備については、岡ノ内地区について用地測量及び補償業務が完了したことから、工事発注に向け用地補償や売買契約等の業務を進める予定です。入江地区については用地補償や売買契約等の業務を進め、改良舗装工事を発注し、年度内の完了を目指します。

農業集落排水処理事業として、8月24日制限つき一般競争入札を実施し、8月29日の臨時議会で議決され契約締結した滑津地区農業集落排水処理施設機能強化工事は、9月から着手しております。

次に、建築工事関係であります。中島幼稚園預かり保育室棟新築工事については、9月3日に発注し、年度内に完成させ、年度内には預かり保育ができるよう進めてまいります。

その他事務、事業についても順調に進捗しておりますことをご報告いたします。

○議長（藤田利春君） 以上で、行政報告を終わります。

◎村長報告

○議長（藤田利春君） 日程第5、村長報告を行います。

村長より、報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について申し出がありましたので、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 法の定めにより議会に報告するものについてご説明いたします。

報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、それぞれ議会に報告をするものであります。

指数につきましては、昨年同様いずれも財政の健全性を示しており、今後ともその維持に努めてまいります。

詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長より、担当課長をして補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

[担当課長細部説明]

○議長（藤田利春君） 以上で、村長報告を終わります。

◎教育長報告

○議長（藤田利春君） 日程第6、教育長報告を行います。

教育長より、平成29年度中島村教育委員会の事務の点検及び評価の報告について申し出がありましたので、これを許します。

教育長、面川三雄君。

[教育長 面川三雄君 登壇]

○教育長（面川三雄君） 皆様、おはようございます。

私からは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、議会に提出することになっております平成29年度中島村教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価について別紙により報告させていただきます。

教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検、評価につきましては、中島村第5次総合振興計画との整合性をもとに作成しました平成29年度中島村教育委員会の基本方針に定めた8つの基本施策、26の重点施策について実施した結果と、教育に関して学識を有する者の意見を含めた形で整理させていただきました。

別紙報告書の目次をごらんいただきたいと思います。

I、中島村教育委員会の点検・評価に関する報告書について

II、平成29年度中島村教育委員会の教育方針・重点施策

III、点検・評価の結果について

IV、学識経験者からの意見

V、今後の課題と対応について

というプロットで整理してあります。

また、8ページ以降に整理してあります施策の実施結果につきましては、平成29年度における特色ある取り組みがわかるように下線を引いておきました。特に昨年度は、児童館開館に伴い、3つの柱による運営構想に基づき実施してまいりました。その中でも児童館を活用した学習支援、児童館開館記念事業等に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、教育委員会の執行状況に対する点検、評価についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 以上で、教育長報告を終わります。

◎議案第45号～認定第8号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 日程第7、議案の上程を行います。

議案第45号から認定第8号までの11議案を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 本定例会に提案いたします議案についてご説明をいたします。

議案第45号は、平成30年度中島村一般会計補正予算（第3号）であります。

既定予算額に4億8,829万5,000円を追加し、総額を44億6,168万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方交付税に2,354万6,000円、寄附金に5億9,800万円、村債200万3,000円を増額補正し、繰入金1億3,760万7,000円を減額補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費でふるさと納税業務関係に4億8,354万3,000円、戸籍住民基本台帳費の番号制度対応業務委託に38万1,000円、民生費の社会福祉費で身体障害者保護費国・県返還金に123万2,000円、輝らフィット関係工事請負費に287万2,000円、農林水産業費の農業費で農業集落排水処理事業特別会計繰出金に5万6,000円をそれぞれ増額補正し、公債費の財務省等長期債利子267万8,000円を減額補正するものであります。

議案第46号は、平成30年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算額に1,067万9,000円を追加し、総額を5億8,701万円とするものであります。

補正の主なものは、29年度事業確定見込みにより、歳入で繰越金を1,031万3,000円増額補正し、歳出では国保情報システム改修委託料に32万4,000円、国庫支出金返還金に870万1,000円、療養給付費交付金返還金に161万3,000円をそれぞれ増額補正するものです。

議案第47号は、平成30年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算額に544万8,000円を追加し、総額を3億3,030万2,000円とするものであります。

補正の主なものは、29年度事業確定見込みにより、歳入で繰越金を539万2,000円増額補正し、歳出では維持管理費として工事請負費に539万2,000円を増額補正するものです。

以上、概要をご説明申し上げましたが、詳細については担当課長をして補足説明させますので、議決を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、平成29年度決算の認定に関する8議案であります。

認定第1号は、平成29年度一般会計歳入歳出決算についてであります。

日本経済は、2010年から穏やかな回復基調にあり、景気回復の期間は戦後2番目の長さとなった可能性がありますとされています。

今後も2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた関連施設の整備や、都市部の再開発の

動きが活発となり、建設投資が継続されることや、訪日外国人が2,869万人と毎年増加傾向にあり地域経済においても広く及びつつあることから、引き続き回復傾向は続くものと期待しております。

一方、各自自治体では、相変わらず東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害払拭や、放射能除染対策に奔走している状況が続いております。村では、平成29年度から中間貯蔵施設への除染廃棄物の搬出が始まり、早期に搬出することで、風評被害払拭に向けた取り組みをより一層進めてまいりたいと思います。

財政面においては一般会計では、個人所得の増と企業の景気回復基調から、個人住民税、法人住民税が増加するとともに、ふるさと納税の返礼品事業に取り組んだことで、寄附金が大幅に増加し、実質収支で前年度より1億1,500万円程度増えています。ふるさと納税については、一過性のものであり恒常的財源でないことから、基金を設置するなど有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上のことから、前年度に引き続き実質単年度収支は黒字となりました。重ねて議員の皆様方には感謝を申し上げます。

平成29年度一般会計の歳入総額は、前年度比4.6%増の35億9,553万7,429円、歳出総額は、前年度比2.1%増の32億6,655万1,407円であります。歳入歳出差引残額3億2,898万6,022円であります。

また、実質収支額3億2,898万6,022円のうち、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条第1項の規定により積み立てる額を1億6,500万円とするものです。

その内容等については、義務的経費は、人件費が4.0%、公債費が5.5%と前年度より増となり、扶助費は前年度より4.4%減となりました。構成比では30.1%と前年度より2.2%の増となっております。

また、投資的経費は、普通建設事業費が6.6%増、災害復旧事業費は前年度対比550.9%と大幅な増となりました。構成比では18.2%と前年度より12.0%の増となっております。

認定第2号から認定第8号まで各特別会計の歳入歳出決算については、それぞれ特別会計設置の目的に応じた事業を執行しましたので、ご報告申し上げます。

本村の平成29年度決算においては、全ての会計において財政の健全性を維持した事務事業が執行できました。

また、資料として歳入歳出決算書並びに主要施策成果報告書を添付してございますので、後ほどごらんください。

なお、財政報告書に記載してある普通会計の数字等については、国の決算統計による分類に基づき区分された一般会計と墓地特別会計の合計額を計上しておりますので、決算書と差異がある場合がありますので、ご了承願います。

なお、詳細につきましては各担当課長をして補足説明させますので、よろしくご審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から、担当課長をして議案の補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りします。ここで11時15分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時15分まで休議いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで13時まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、13時ゼロ分まで休議いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で議案の上程、提案理由の説明を終わります。

◎平成29年度中島村歳入歳出決算審査の報告について

○議長（藤田利春君） 日程第8、平成29年度中島村歳入歳出決算審査の報告について監査委員より報告を求めています。

代表監査委員、大澤洋次郎君。

〔代表監査委員 大澤洋次郎君 登壇〕

○代表監査委員（大澤洋次郎君） 改めまして、こんにちは。第3回定例会ご苦労さまです。

それでは、監査委員より、7月25日から7月27日まで決算審査を行いましたので、別紙審査の意見書を読み上げ、報告といたします。よろしくお願ひします。

平成29年度中島村歳入歳出決算審意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、平成29年度中島村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係諸帳簿を審査した結果は、次のとおりである。

第1、審査の概要。

- 1、審査の対象については、（1）から（8）まで全会計を対象に審査を実施いたしました。
- 2、審査期間。平成30年7月25日から平成30年7月27日までの3日間。
- 3、審査の方法。村長から審査に付された一般会計ほか7特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別

明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を記載した書類について、関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて確認するとともに、その会計処理が適正に行われているかを確認するため、関係書類の照合と関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

4、審査の総括意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書計数は、関係諸帳簿等を点検審査した結果、いずれも関係法令等に準拠して作成され、決算計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果相違はなく、適正執行されたことを確認する。

次のページに進みます。

また、審査に付された基金の運用状況を示す書類の計数は、同関係帳簿等と照合した結果、誤りないものと認められた。

基金の運用状況についても妥当であると認められた。

審査結果の詳細は、以下のとおりである。

なお、本意見書の調査資料の一部を除いて統計表は、決算統計分類により作成し千円未満の端数処理をしているため、決算書との差異がある。

5、決算の状況。平成29年度一般会計及び特別会計の決算額は、下記のとおりであり、一般会計と特別会計を合わせた総計決算額は、歳入総額52億5,763万8,000円、歳出総額47億6,846万2,000円となっている。

前年度と比較すると歳入で2億1,834万8,000円（4.3%増）、歳出で1億1,998万9,000円（2.6%増）それぞれ増加している。

各会計ごとの決算状況は、以下の表のとおりとなっておりますので、ごらんいただくということで読み上げを省略させていただきます。次のページに進めさせていただきます。

第2、一般会計。

1、一般会計の概要。平成29年度本村の一般会計の決算状況は歳入歳出差引額（形式収支）・実質収支及び実質単年度収支において黒字となっている。

詳しく見てみると、決算における歳入総額は35億9,553万7,000円、歳出総額は32億6,655万1,000円で歳入歳出差引額（形式収支）は3億2,898万6,000円となり、そのうち、翌年度に繰越明許費として繰り越される財源ゼロ円を控除した実質収支額は3億2,898万6,000円である。

実質収支から前年度の実質収支を控除した単年度収支は1億1,547万3,000円であり、財政調整基金の取り崩し及び積み立てを考慮した実質単年度収支は1億1,583万6,000円である。

次に、一般会計年度別決算比較として表がございますが、これについては説明を省略させていただきます。

2、一般会計歳入状況。当年度の歳入総額は、前年度と比較して1億5,705万8,000円増加しており、予算現額に対しては1,206万6,000円（0.3%）の収入増となっている。予算現額に対する収入率は100.3%（前年度94.8%）となっている。

自主財源の増加した主な原因は、繰入金及び繰越金の減少はあるものの、寄附金が増加したことによるものであり、依存財源の減少した主な要因は、県支出金及び村債が減少したことによるものである。

歳入総額に占める自主財源の構成比率は39.9%となっており、前年度と比較して12.6ポイント上昇している。

なお、自主財源と依存財源の分類別歳入決算構成状況は、次表のとおりであるとして表がございますが、こ

の一般会計歳入状況の表は説明を省略させていただきます。

次に、3、一般会計歳出状況。一般会計の歳出決算状況は、当初予算額31億2,020万7,000円のところ、補正予算で2億3,284万円を増額し、前年度からの繰越額2億3,042万4,000円を加え、予算現額は、35億8,347万1,000円となっている。これに対する支出済額は32億6,655万1,407円となっており、翌年度への繰越額4,148万円を差し引いた2億7,543万9,593円（前年度対比140.3%）が不用額となっている。

支出済額の主な款別決算状況は次表のとおりとなっておりますが、後ほどごらんいただくということで説明を省略させていただきます。

4、一般会計の審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。

なお、特筆すべき点について以下のとおり簡記するので、改善等が必要なものについては検討をいただきたい。

(1) 予算執行状況について。予算執行に当たっては、おおむね良好であると認められるが補助事業等関連で、さらに年度内早期の事業完了に努めていただきたい。また、報酬、需用費等において、補正予算で減額する等対応可能な予算は、措置を講じ適正に処理願いたい。今後も職員一人一人が本村の財政状況を把握し常にコスト意識を心がけ、効率的、効果的な職務に取り組むことを望むものである。

(2) 村税等の滞納金及び不納欠損処分の対策について。村税の収入済額は5億4,571万7,000円で前年度と比較して1,363万7,000円（0.3%）の増加となり、税目別に見ると村民税が1,528万8,000円（6.3%）の増加、固定資産税が57万9,000円（0.2%）の減額となっている。白河地方広域市町村圏整備組合の滞納整理部門に徴収事務を一部委託するなど、滞納整理の効果は見られる。今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納税の啓蒙努力と家庭訪問をするなど納税指導を強力に進めていただきたい。不納欠損額については前年度比較で82万4,000円（1.5%）減少した。不納欠損処分は、関係法令に基づき適正に処理されているが、負担の公平及び歳入の確保の面で影響が大きく、慎重かつ厳正な取り扱いが求められるものであり、債権の確保に努める一方、不納欠損に至るまでに的確な徴収の努力が行われるよう、特に要望するものである。

(3) 主要事業について。各事業において、それぞれの期間内及び設計書どおりに完成されている。平成29年度の主要事業で、中島村屋内ゲートボール場改修工事、滑津小学校配膳室改修工事、農道整備事業松崎地区農道舗装工事、ふくしま森林再生事業（吉岡）の現地を確認したが、特に問題は見受けられなかった。

平成29年度より新たに取り組みを開始したふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の収入済額は5億8,260万1,000円となり、前年に比較して5億8,201万1,000円の大幅な増額となった。寄附金増加の要因は返礼品について積極的な取り組みを行ったことによるもので、努力が認められる。財源としては恒久的な財源でないものの、貴重な自主財源であることから、今後のふるさと納税の動向を注視しつつ、さらに自主財源の確保に努めていただきたい。

(4) 公有財産について。公有財産の主な増減については、次表のとおりである。今後も財産の管理、活用に当たっては、その財産の目的、効果が十分に発揮できるよう努めていただきたい。

村有財産の増減高及び現在高として表がありますが、これについても後でごらんになっていただくというこ

とで、次に進めさせていただきます。

(5) 基金運用について。基金残高については、平成30年3月末日現在高で合計額は27億873万9,637円で前年度末現在高(26億7,641万4,388円)に比較して3,232万5,249円増加している。

各基金とも条例に基づき、適正に運用されていることを認める。

運用の実績があった「人材育成基金」は、中学生のマレーシアへの修学旅行、「地域雇用創出推進基金」は、童里夢公園なかじまの維持管理の人件費、「地域振興基金」は、いきいきフェスタ、商工会が行ったプレミアム商品券発行事業の補助金に有効的、効果的に充当されていた。

今後も基金の設置目的や資金需要を踏まえ、有効的、効果的な活用に努められたい。

基金の運用状況は次表のとおりですので、後ほどごらんになってください。

(6) その他。各種補助金、負担金等については、公益上の必要性、効果、経費負担のあり方、行政の責任分野や役割分担の中で真に保持すべきものかどうかなどについて検証し、団体等の会計処理や使途の適切性、自己財源の確保等を視点に見直しをされたい。

また、補助金の申請から確定までの書類の受付、審査、決定、支払いなどの交付事務には特に注意を払って当たられたい。

第3、特別会計の決算概要。

(1) 国民健康保険特別会計。平成29年度における国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入6億8,518万円、歳出は6億3,786万3,000円で歳入歳出差引額は4,731万7,000円である。

前年度と比較すると歳入で1,421万5,000円(2.1%増)、歳出で424万7,000円(0.7%増)それぞれ増加している。

詳細は次表のとおりであります。これも後にごらんいただくということで、次に進めさせていただきます。

(2) 審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。

保険税の滞納額は、3,690万6,000円(前年比6.9%減)となっている。今後も事業の健全な運営と被保険者間の負担の公平のため、未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送、納税の啓蒙努力と家庭訪問をするなど納税指導を強力に進めていただきたい。

不納欠損額102万6,000円(前年比46.8%増)が計上されたが、税の公平な負担の面からも、今後は不納欠損処分に至らないよう努力をしていただきたい。

なお、平成30年度より、国民健康保険制度の財政基盤強化のために、その運営主体が県に移管され、村は地域におけるきめ細かい事業を実施するという役割を担うこととなったが、引き続き医療給付費の抑制に努められたい。

2、簡易水道特別会計。

(1) 平成29年度における簡易水道特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入1億5,408万2,000円、歳出は1億5,096万9,000円で歳入歳出差引額は311万3,000円である。

前年度と比較すると歳入で334万7,000円(2.1%減)、歳出で430万4,000円(2.8%減)とそれぞれ減少している。

詳細は次表のとおりであるとして表がございしますが、この表についても説明を省略させていただきます。

(2) 審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。使用料の滞納額は、前年度と比較すると若干の減少傾向にある。今後も受益者の負担の原則のもと公平性を確保するためにも、未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納入の啓蒙努力と家庭訪問するなど指導を強力に進めていただきたい。

3、土地造成事業特別会計。

(1) 平成29年度における土地造成事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入5,077万6,000円、歳出は118万9,000円で歳入歳出差引額は4,958万7,000円である。

前年度と比較すると歳入で76万4,000円(1.5%減)、歳出で42万5,000円(55.6%増)となっている。

詳細は次表のとおりであるとして表がございしますが、この表についても説明を省略させていただきます。次に入らせていただきます。

(2) 審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。

4、農業集落排水処理事業特別会計。

(1) 平成29年度における農業集落排水処理事業特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入2億6,479万9,000円、歳出は2億5,731万7,000円で歳入歳出差引額は748万2,000円である。

前年度と比較すると歳入で1,994万1,000円(8.1%増)、歳出で1,866万円(7.8%増)とそれぞれ増加している。

詳細は次表のとおりであるとなっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に進めさせていただきます。

(2) 審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。使用料の滞納額は、前年度と比較するとわずかに増加している。今後も未納者の現状を把握し、規則に沿った督促状及び催告書の発送など納入の啓蒙努力と家庭訪問するなど指導を強力に進めていただきたい。

5、墓地特別会計。

(1) 平成29年度における墓地特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入500万9,000円、歳出は29万円で歳入歳出差引額は471万9,000円である。

前年度と比較すると歳入で64万4,000円(14.8%増)、歳出で11万5,000円(65.7%増)とそれぞれ増加している。

詳細は次表のとおりであるとなっております。後ほどごらんいただきたいと思います。

(2) 審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。

6、介護保険特別会計。

(1) 平成29年度における介護保険特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入4億5,697万7,000円、歳出は4億946万1,000円で歳入歳出差引額は4,751万6,000円である。

前年度と比較すると歳入で2,547万7,000円（5.9%増）、歳出で2,803万3,000円（7.3%増）とそれぞれ増加している。

詳細は次表のとおりであると表がございしますが、これについても説明を省略させて、次の項目に入らせていただきます。

（2）審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。保険料の滞納額は、前年度と比較すると増加している。滞納者に対しては制度の趣旨を理解していただき、また、他会計とも連携を密にして早期に接触を図り、きめ細かい納付指導を行うなど、収入未済額の縮減に一層の取り組みを望むものである。今後においても、高齢者が住みなれたところで安心した生活が送れるよう、地域支援事業により要介護・要支援状態になることを予防し、介護保険事業の有効で計画的な事業運営に努められたい。

7、後期高齢者医療特別会計。

（1）平成29年度における後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算の状況は、歳入4,527万8,000円、歳出は4,482万2,000円で歳入歳出差引額は45万6,000円である。

前年度と比較すると歳入で512万4,000円（12.8%増）、歳出で486万9,000円（12.2%増）とそれぞれ増加している。

詳細は次表のとおりであるとして表がございしますが、後でごらんになっていただくということで、次に進めさせていただきます。

（2）審査結果。予算書及び決算書並びに歳入現計表、歳出現計表等の計数を点検したところ、審査結果は正確かつ適正なものと確認した。福島県後期高齢者広域連合が主体となって、資格の認定や保険料の決定、医療給付を行っているが、保険料の徴収については村の役割となっている。保険料の収納率は従来から100%に近く、今後も引き続き公平性の観点から徴収に努力されたい。

以上、平成29年度決算審査の総括意見とする。

平成30年8月3日。中島村長、加藤幸一様。中島村議会議長、藤田利春様。

中島村代表監査委員、大澤洋次郎。中島村監査委員、小松公雄。

以上であります。

○議長（藤田利春君） 以上で、平成29年度中島村歳入歳出決算審査の報告を終わります。

◎平成29年度中島村健全化判断比率等審査の報告について

○議長（藤田利春君） 日程第9、平成29年度中島村健全化判断比率等審査の報告について監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、大澤洋次郎君。

〔代表監査委員 大澤洋次郎君 登壇〕

○代表監査委員（大澤洋次郎君） 中島村健全化判断比率等について審査しました結果を別紙意見書を読み上げ、

報告といたします。

平成29年度中島村健全化判断比率等審査意見書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定に基づき、平成29年度中島村健全化判断比率等を審査した結果は、下記のとおりである。

記として

1、審査の概要。この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査対象。審査対象は、(1)実質赤字比率から(5)資金不足比率について審査を実施いたしました。

3、審査期間。平成30年7月27日。

4、審査の結果。審査に付された健全化判断比率、資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を審査したところ、適正に作成されているものと認められた。

5、審査意見。平成29年度の決算に基づく健全化判断比率に関し、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに黒字で赤字はなく、実質公債費比率は前年度より減少した。

また、将来負担比率は将来負担額がない結果となった。

いずれも国が示した早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状態にあると認められる。

しかしながら今後においては、公共施設の老朽化による歳出の増加や新たな施策推進等のため多大な経費を要すると見込まれることから、厳しい財政運営を強いられることが予想される。

今後とも、的確に財政状況を把握し、歳入においては収納率の向上や自主財源の確保を図るとともに、国等の財政措置等を積極的に活用し、歳出においては効率的な予算執行を推進し、中長期的な財政需要を見通しながら持続可能で健全な財政運営の維持に努められるよう望むものである。

(1)実質赤字比率、(2)連結実質赤字比率はともに発生していないことから、それぞれ良好な状態にあると認められる。

(3)実質公債費比率について。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等の大きさを3カ年の平均で指標化したもので、地方債元利償還金等に係る特定財源及び基準財政需要額算入額を差し引いた償還金などの単年度比率から算出される3カ年の平均の比率は8.8%（平成29年度単年度比率8.6%）となり、前年度の9.1%に比べ0.3ポイント減少しており、早期健全化基準の25.0%を下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

(4)将来負担比率について。将来負担比率は発生していないことから、良好な状態にあると認められる。

(5)資金不足比率について。各公営企業会計とも資金不足は発生していないことから、良好な状態にあると認められる。

以上、平成29年度健全化判断比率等の総括意見とする。

平成30年8月3日。中島村長、加藤幸一様。

中島村代表監査委員、大澤洋次郎。中島村監査委員、小松公雄。

以上です。

○議長（藤田利春君） 以上で、平成29年度中島村健全化判断比率等審査について報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後 2時17分

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成30年第3回中島村議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年10月2日(火) 午前10時開議

日程第1 一般質問

3番 小林 均 議員

4番 小室 辰雄 議員

5番 小松 公雄 議員

日程第2 議案第45号 平成30年度中島村一般会計補正予算(第3号)

日程第3 議案第46号 平成30年度中島村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第4 議案第47号 平成30年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)

出席議員(8名)

1番 椎 名 康 夫 君

2番 小 室 重 克 君

3番 小 林 均 君

4番 小 室 辰 雄 君

5番 小 松 公 雄 君

6番 鈴 木 新 平 君

7番 木 村 秋 夫 君

8番 藤 田 利 春 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村 長	加 藤 幸 一 君	副 村 長	小 針 英 希 君
教 育 長	面 川 三 雄 君	総 務 課 長	木 村 修 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	久 保 田 利 男 君	住 民 生 活 課 長	小 林 隆 君
建 設 課 長	齋 藤 満 君	保 健 福 祉 課 長	相 楽 高 徳 君
学 校 教 育 課 長 兼 生 涯 学 習 課 長	矢 吹 勝 人 君	企 画 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	本 間 俊 一 君

職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長 向 井 正 書 記 藤 田 幸 江

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎一般質問

○議長（藤田利春君） 日程第1、一般質問を行います。

発言は通告の順に行います。

◇ 小 林 均 君

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君の質問を許します。

3番、小林 均君。

〔3番 小林 均君 登壇〕

○3番（小林 均君） 改めましておはようございます。

通告に従いまして、質問します。

質問に入る前に、一言村長にお祝い申し上げます。村長の3期目ご就任、まことにおめでとうございます。今回の無投票選挙については、加藤村長の2期8年の村政執行を村民は改めて認めたというあかしであったと思います。本当におめでとうございました。言うまでもありませんが、村長がリードオフマンとして牽引し村政に当たってきた8年は、あらゆる村民の方々が承知し、今後の村政も加藤体制でお願いするぞというものだったと思います。加藤村長、これからも今までどおりの「あなたの意見（こえ）が私の行動の原点です」を訴えつつ村政執行に当たってください。よろしく願いいたします。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。村長にお伺いしますが、3期目の村政執行をどのような構想を持って考えているのかお伺いします。よろしく願いします。

次に、2点目の質問であります。その前に、西日本と北海道の災害被災者に一言お見舞い申し上げたいと思います。今年の7月に発生した西日本豪雨災害、そして、9月6日の早朝に発生した北海道胆振東部地震に被災された被害者の皆様は、今もなお被害の苦しみを抱きながら大変な思いをもって生活していることと思います。この場をかりて、被害に遭われた方々に改めてお見舞い申し上げます。

このたびの豪雨災害や、地震でもそうだったんですが、テレビ報道でもあったように、こんなの初めてと言

う方々の言葉が印象的でありました。初めてがゆえに、まさかこんなに雨が降って被害を受けたり、地震でこんなになるなんて誰も思っていなかったのでしょうか。大勢の死者や行方不明者が出てしまいました。

今は昔と違い、地球温暖化の影響を受け、局所的に雨が降ってくる傾向にあります。地震についても、いつ大きな地震が来るかわかりません。日本の活断層は、発見されている活断層だけで2,000カ所、隠れ活断層は4,000カ所ほどあるそうです。本当に地震の巣と言ってよいでしょう。

こうした状況の中で、中島村でも豪雨のたびに阿武隈川が氾濫し、農地や家屋に被害を受けているのは皆さんもご存じのとおりだと思います。中島村は平たんで山が少ないのですが、いつ土砂災害が起こり、人命に被害を与えるかわかりません。

そこで、お尋ねしますが、こうした状況の中、村では、集中豪雨で災害が予想される場合や、北海道のように地震と台風などの複数の災害が同時に突如発生してしまった場合は、どのような対応をするのか。

また、村では防災計画書や土砂災害ハザードマップを独自で作成していますが、村民にはどの程度まで周知されているのか。

さらに、中島村の危険箇所付近の住民には、毎年、台風や豪雨時に対して注意を喚起するような連絡を取り合っているのかお尋ねします。よろしくお願ひします。

次に、新聞に報道されていましたモニタリングポストの撤去方針についてお尋ねします。

原子力規制委員会が定めたモニタリングポストの撤去方針について、中島村は賛成・反対の意思表示をしないで、どちらともいえないと判断したのは、どういう理由なのでしょう。よろしくお願ひします。

最後に、地域からの要望に対する村の対応について質問します。

村長は、村長の就任当時から「あなたの意見（こえ）が私の行動の原点です」ということをキャッチフレーズとして現在も村民に訴えてきていることは、村民も承知しております。私たち議員も地域のニーズを村の行政に訴えるため地域の声を村長へ代弁しているところでございます。また、行政区長もしかり、地域の話し合いで出た要望等を取りまとめて村へ要望しているところであります。村長は、そういった村民の声を原動力に行政執行に当たると選挙公約を掲げて現在に至ってきています。村長が常に言っているその思いは村民に伝わっていると私は思います。

そういうことを踏まえて質問したいと思いますが、28年9月の議会で私は、高齢者の健康寿命対策として地域の運動施設を整備することにより、高齢者の交流の場となり地域間の村民同士の融和な関係が築き上げられるので、整備の必要性を訴え質問したことがありました。その質問の中で村長は、まち・ひと・しごと創生総合戦略にもあるように、地域の交流の場をつくるため積極的に整備に取り組んでいくと答えていただきました。そうしたことを踏まえて、地域からの上がってきた要望に対してどのような見解を持っているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、長くなりましたがよろしくお願ひいたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 改めましておはようございます。

それでは、通告に基づきまして、小林 均議員のご質問にお答えします。

まず、3期目の行政執行についてであります。

このたびの村長選挙において、村民の皆様のご支援を受け無投票当選させていただき、引き続き村政を担当させていただくことに対し、改めてその責任の重さを痛感している次第です。

振り返れば、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故は、今まで経験したことのない未曾有の大災害であり大事故でありました。その間、復旧、復興に心血を注いできましたが、ようやく仮置き場から除染廃棄物の搬出が完了したところであります。

急速な少子高齢化社会を迎え、人口減少を抑制するため、他団体に先駆け、保育所・幼稚園の保育料、給食費の無料化、児童・生徒の健全育成のため児童クラブの充実と学習支援を目的とした子供のための総合施設輝らキッズをオープンしました。

また、高齢者がいつまでも生き生きと安心して暮らせるよう、温泉無料パスポートの発行、元気な高齢者を増やすため、高齢者の筋力トレーニングを充実させた中島村健康づくり交流センター輝らフィットを立ち上げました。

新たな企業が3社本村に進出したことで雇用拡大を図るとともに、プレミアム商品券の発行による村内商業の活性化に取り組みました。

風評被害払拭のためのカリ肥料の配布や、後継者の育成、農地の集約化等、さまざまな施策を展開してまいりました。

3期目に当たり、私の政治信条である「あなたの意見（こえ）が私の行動の原点です」にのっとり、大きな声はよく聞こえますが、小さな声も聞き逃さず、村づくりを目指していく所存であります。

まず1点目は、子育て支援のさらなる充実です。引き続き保育所・幼稚園の無料化を継続し、子育て世代の就労支援と経済的負担を軽減するとともに、児童館運営のさらなる充実、居場所づくりと、学習支援を行っていきます。

2点目は、学校・教育の取り組みです。中1ギャップと言われるように、環境が変わることでさまざまな問題が発生すると言われていています。保育所・幼稚園、小・中学校が緊密に連携し、子供たちを積極的に支援していきます。

また、国際化に対応できる子供の育成のため、英語教育の充実、老朽化した給食センターの改築を行います。

3点目は、村民の健康づくりと高齢者の介護予防です。健康は全ての人の願いです。集団検診の受診率の向上と保健師による健康指導、中島村健康づくり交流センター輝らフィットを活用した健康増進や介護予防事業を展開します。

4点目は、産業の振興です。本村の基幹産業である農業の持続的発展のため、農地流動化や新規就農者支援等、スピーディーな対応をしてまいります。商業・工業において、商工会と連携した商業への支援、企業連絡協議会を通じ情報収集を図りながら、引き続き企業誘致を進めます。

5点目は、移住定住の促進です。子育て支援や企業誘致等は人口減少の抑制に効果があり、新たな移住定住者を生み出すことから、それに合わせ宅地分譲を行います。

いずれも本村発展になくってはならない施策であります。今後とも「みんなが主役 笑顔あふれる 美しきなかじま」の実現に向け、全身全霊で村づくりに取り組む所存でありますので、議員各位のさらなるご支援、ご

協力をお願い申し上げます。

次に、集中豪雨対策についてであります。今年は何年にもない台風の発生や、西日本豪雨、北海道胆振東部地震、局地的なゲリラ豪雨など、全国各地で災害が発生しています。

集中豪雨対策についてですが、豪雨が予想される場合、福島県危機管理センター、福島地方気象台からの情報をもとに、事前配備として住民生活課を中心に、防災無線等により村民への情報伝達や、現地被災情報の収集に当たります。あわせて、事前の庁内調整により職員の出勤態勢や消防団の自宅待機等の措置を講じております。

地震や台風などにより自然災害が発生し、非常事態と判断した場合、災害対策本部を設置するとともに、中島村地域防災計画に基づき、それぞれの部署ごとに情報収集に努め、物的被害や人的被害、救護対策やライフラインなど復旧の優先順位などを決めることとなります。

消防団は日ごろより、水害・震災同時発生を想定した防御訓練を実施するとともに、福島県主催の防災訓練や水防訓練、河川国道事務所主催訓練への参加、また、視察研修を実施しております。

来年は、本村を会場として県南地方総合防災訓練が実施される予定です。何より人命第一として各種機関はもちろん、村民の力を一つにして救助活動、復旧活動に当たってまいります。

防災計画書やハザードマップの周知についてですが、中島村地域防災計画については、役場、教育委員会等の行政機関、消防団幹部、行政区長、議員の皆様へ配付しております。ハザードマップについては、平成29年6月に全戸配布しております。

危険箇所付近の住民に対する注意喚起としては、継続的な豪雨での水位上昇や土砂崩れが予想される場合、建設課や住民生活課など関係各課が連携し、事前に連絡できる体制をとっております。また、民生委員並びに社会福祉協議会でも、高齢者一人世帯など災害弱者に対して有事の際の安否確認を実施しております。

次に、モニタリングポストの撤去についてであります。モニタリングポストは、平成24年に子供が活動する施設の線量を把握するため、避難区域を除く県内の学校・保育施設を中心に、約3,000台を文部科学省が設置したリアルタイム線量測定システムのこととされます。

本村には、保育所や幼稚園、学校等のほか、童里夢公園など9カ所に設置されています。

平成25年4月に文部科学省から原子力規制委員会に業務移管がなされ、モニタリングポストの管理運用は現在、原子力規制委員会が行っているところであります。

昨年10月に、原子力規制庁より、設置当初は平成24年度末までの運用を想定しており、現在は多くの地点で連続的に測定する必要性は低くなっていることなどから、村内に設置されたモニタリングポストを帰還困難区域に配置がえすべく村の意見提出を求められたところであります。

本村としては、その当時、廃炉作業が終了していないことや、村内の仮置き場に除染廃棄物が残っていることなど、村民等の不安を解消するためにも、現状維持、移設や撤去の時期について柔軟な対応を求める旨の意見を提出したところでありますが、この内容が、新聞紙上、賛成・反対の欄ではなく、どちらともいえないという欄に入れられた次第であります。

安全安心のふくしま復興の観点からも、国、あるいは東京電力が責任をもって最後まで対応すべきであると考えるので、今後も原子力規制庁に対し継続してもらえよう強く要望してまいりますので、ご理解、ご協

力をお願いいたします。

次に、地域からの要望についてであります。

行政区からの要望については、行政区内の地区や班の要望や意見をまとめたものを、毎年11月ごろ提出いただき、実施の有無を含め、新年度4月に回答しているところです。

実施の有無については、要望事項ごとに公共性や規模、財政面など総合的に判断し、村が実施すべきこと、地区の皆さんにお願いすること、または保留とするなどの判断をさせていただいております。

また、要望内容に対しましては、より現実的な担当課があれば、変わることもございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） それでは、再質問をさせていただきますが、最初に3期目の村政執行について伺いたいと思います。

ただいま、村長から3期目村政への取り組みについて述べていただきました。子育て支援、学校・教育、村民の健康づくり、産業の振興、移住定住の促進、5つの視点に目標を置き、今後取り組んでいくという施政方針をいただきました。ありがとうございました。いずれにしても、村民は、これからの加藤村長の行動力に期待をかけているところだと私は思います。いろんな課題を乗り越えて実現へと向かっていただきたいと思います。

そうした中、私のほうからも村長に期待する点がありまして、聞いていただきたいと思うのですが、よろしくお話ししたいと思います。1つだけ触れてみたいと思います。

それは、国際力を高めていただきたいということでありまして、私は、これからの時代は国際感覚のある事業をもっと展開するべきではないのかなと思っております。特に子供たちに英語の学力を身につけさせていくべきではないのかなと思っております。これからは加藤村長のように英語に堪能な人材をつくり上げていくべきではないでしょうか。私たちは、将来の中島村を見据えながら、物づくりも、人づくりも考えていかなければならないと思います。これからの中島村を引っ張っていける人材も、英語が話せる、そんな人づくりをしていければいいなと私は思っています。

村長の考えはいかがでしょうか、よろしくお話しします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの小林 均議員の質問にお答えしたいと思います。

人材育成の中で、特に子供たちの国際化に対応できる人材を育成しなくてはいけないのではないかというような質問であります。特に、その英語力を高めるための指導というのは大切ではないかという質問であります。私も全く同感であります。

今後、小学校の5年、6年に英語の授業が取り入れられます。教科化になります。さらには、3年生、4年生が英語に取り組む機会を得られるということでもあります。そういったことも含めて、やはり低学年から英語力に、英語の学習ができる体制を村としても整えなくてはいけないということだと思っております。

今、教育委員会を通じて、幼稚園、小学校、中学校、この連携がうまくいって、そういった学習指導、英語ばかりじゃなくて、やはり自分たちの与えられたその指導というのを持ち場持ち場で、やっぱり発揮するとい

うことが、子供たちがやがて中島村を巣立つときに大変貴重な宝になるのではないかとということで、今、教育長を中心に中島村の英語指導力も含めて強化に当たっているところであります。

やはり英語というのは世界中どこに行っても通じる言葉でありますので、国際化に対応できる人材ということになりますと、やはりその英語の基礎ができていくということが大切だと思っております。そういったことも念頭に置きながら、これまでも、小学生のブリティッシュヒルズの宿泊体験、それから、中学3年生のマレーシアへの修学旅行、そういったことも行ってまいりましたけれども、さらなる効果の上がる、そういった研修の場を子供たちに与えていきたいなと思っておりますので、ご理解のほどをいただきたいと思えます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございます。

ちょっと数値的なことをお聞きしたいのですが、担当課長にちょっと聞きたいと思えます。わかる範囲で結構ですので、よろしくお願ひします。おおよそでも結構であります。

それは、現在、両小学校で国際理解教育と称して活動している授業がありますが、1年または一月にどのくらいの割合で活動、時間数でよろしいのですが、活動しているのか教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） それでは、本年度の両小学校における国際理解教育活動の実施状況についての再質問につきまして、私より答弁させていただきます。

まず、滑津小学校であります、1・2年生では年間10時間、3・4年生では年間15時間、5・6年生では年間50時間の取り組みを予定しております。

次に、吉子川小学校であります、1・2年生では年間4時間、3・4年生では滑津小学校と同じく年間15時間、5・6年生につきましても滑津小学校と同じく年間50時間の取り組みを予定しております。

なお、参考までにお答えいたしますが、幼稚園におきましても、毎週木曜日の1時間を英会話教室として年長児12回、年中児11回、年少児10回の活動を予定しているところであります。

以上であります。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございました。

年間にすると、1年、2年が10時間、吉子川については4時間ですね。一月にしてみますと1時間弱くらいなんですね、大体平均してみますと。それから、1週間にしてみますと、一月1時間ですから、1週間に1回、ちょっと計算できないくらいなんです。

幼稚園では、毎週1時間体験しているということで、それぐらい、幼稚園のときには1週間に1回くらい体験しているんですが、小学校に行ったら1週間にほとんどない時間数ですね。そういった状況になっているみたいなんですけれども。

できたら、これからは小学校あたりを夏休みとか冬休みとかを利用していただいて、もっと活動時間を増やせるようなことができればいいんじゃないかなというふうに思っているんですが。後期中島村教育振興計画

というのが今回提示されましたが、その中でも時間数がちょっと増えるような感じになっていますので、そういった基本計画に、後期の基本計画に期待をかけたいというふうに思っていますので、これからよろしく願いしたいというふうに思っています。

それでは、次の2点目の再質問に入りたいと思いますが、2つほどお尋ねしたいと思いますが。

1つ目は、災害時の対応。防災計画書を基本として他機関と連携するということですが、防災計画書も、年を増すごとに現状とそぐわない部分の中には出てくるのではないかとこのように思っています。思いませんね。

そこで、再質問させていただきますが、先ほど村長からも29年度にはハザードマップが見直しされて全戸配布されたという点もありましたが、防災計画書の見直し、何回行われてきたのか。それと、直近では何年に見直しされたか、担当課長にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） それでは、住民生活課長より答弁させていただきます。

中島村地域防災計画につきましては、平成8年度に作成され、平成20年度に一部修正しております。平成26年度にも一部修正しております。防災計画につきましては、平成26年度の状態が今のものです。

ハザードマップにつきましては、平成20年の12月に作成されております。先ほども申し上げておりますが、平成29年6月に全戸配布及びホームページにも掲載しております。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございます。

最近見直しがあったということですが、やはり災害は、どんな災害がいつ来るかわかりませんので、今後も必要に応じて見直しをされていくことを望み、また、地域との連携を常にとりながら対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう一つの再質問ですが、建設課長がかわって、詳しくはわからないかもしれませんが、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけれども、何年か前に村では集中豪雨等排水調査を実施しました。基本計画書を作成しているわけだと思うんですが、その件でお尋ねします。この計画書の活用方法をお聞かせください。

それから、既にこの計画書を活用してほかの事業に反映したのものがあるかどうか、建設課長、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまご質問がありました集中豪雨等基本調査の結果の運用について、お答えいたします。

この基本調査は、平成22年度に金蔵・二ツ山・浦原地区の水路等の断面等について、測量及び整備検討を行ったものであります。

現在、二ツ山地区において道路改良工事を行っております。この工事において、水路部のボックスカルバー

トの設置箇所があります。先の集中豪雨等の基本調査結果に基づき水路の断面等を決定するなど、活用しております。

以上です。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございます。

この計画書も村民の血税をもって作成された計画書ですので、これからもぜひ利用されますよう、よろしくお願いたします。

次に、3点目のモニタリングポストの撤去方針について、再質問します。

先日、9月27日の夜、原子力規制委員会のモニタリングポストの撤去方針について、輝ら里で説明会がありました。そのとき、私と木村議員も出席してきたわけではありますが、実際のところ、学校関係者と村民入れて10人くらいしか参加していませんでした。そんな中の少数意見ではありますが、学校関係者も村民も、やはりもう少し置いて放射線量の変動を把握したほうがいい。それから、原子炉が完全廃炉になっているわけではない。それから、学校では子供たちに原子力爆発の悲惨さを忘れさせないためにも教材として利用しているんだと、校長も毎日モニタリングポストの数値は目にしているなど、多くの設置継続を訴える意見が出ていました。

それから、規制委員会のほうでも、他市町村11カ所、説明会をやってきています。同じ意見、同じような意見がほとんどでありましたということでありました。規制委員会では、皆さんの意見を、撤去か設置継続かの参考にしたいということでありました。そういうわけで、村のほうからもぜひ設置継続を要望していただくよう、よろしくお願したいと思います。

以上、私のほうからの要望として上げて、意見しておきたいと思います。よろしくお願いたします。

続いて、最後の質問であります。具体的に再質問させていただきますと、地域からの要望というのは、小針地区のグラウンドを高齢者の健康寿命対策や地域の交流の場として利用したいので、ぜひ整備してほしいというような要望が地域のほうから上がってきておると思います。

村長は、そういう要望が上がってきたとき、どういう対応をするのかということなんです。いわゆる担当課長に一切任せるのか、村長や副村長も要望に対し意見を述べるのか、そういうことなんですけれども、よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

地域から上がる要望というのは、大変重要な案件がございますので、もちろん担当課長だけに任せるということではなくて、やはり私たち、村長、副村長、それに総務課長等も含めて、財政面それから平等性、必要性、そういったことを勘案しながら決定して、これまでも決定しておりますし、今後もそういった面を重視しながら地域の要望にできるだけ応えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございます。

それでは、まず、誰でもそうだと思いますが、地域からの要望に対して、是か非は当然あってもいいと私は

思っております。何でもかんでも要望が上がったからやるというのはおかしい話だとは私も思います。

しかし、要望を受け入れる場合というのは、村長からもお話があったように、先ほど、必要性、効率性、平等性、財政性を踏まえて取り組むべきだというふうなことでありましたが、確かに私もそう思います。必要性、効率性、平等性があるのであれば、まず補助事業でできないかを考え、次に安い方法はないか考えていくのは当たり前のことだと私も思います。

小針のグラウンドの件なんですけど、現在、農道工事の残土が運ばれて、グラウンドとしての機能は全く果たせない状況にあるわけなんですけれども、ぜひグラウンドを確認していただき、中島村地域全体の交流の場となるよう整備していただければ私は思っております。地域のほうでも、そういうふうな要望が出ているはずなので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、整備後は地域で対応するよう私のほうからも働きかけます。

そういうことなので、ひとつよろしくお願ひしたいと思いますが、村長のほうから一言よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまの小針地区のグラウンドの整備についての要望でありますけれども、十分検討して、期待に応えられるという条件に満たされれば十分応えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、私の意見として、まとめさせていただきたいと思うんですが、私は、中島村の地域発展を促すものは人だというふうに思っております。発展を促すために必要なものは、みんなに周知され利用されるべきプランだと思います。今回の議会に、中島村の第5次総合振興計画、後期基本計画が提示されました。村民が「中島村にこんなのがあったのか」なんてないように、みんなに周知されるもので、そして実行できるものであってほしいと私は思います。

村民が安全で安心できるようなプランで、さらには村民のニーズを反映できるようなプランであってほしいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

以上で、私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） 以上で、3番、小林 均君の質問を終わります。

◇ 小 室 辰 雄 君

○議長（藤田利春君） 次に、4番、小室辰雄君の質問を許します。

4番、小室辰雄君。

〔4番 小室辰雄君 登壇〕

○4番（小室辰雄君） 改めて、おはようございます。

通告に従い、質問させていただきます。

ただ、これからお話しする内容は、以前に数回同様な内容で質問させていただいております。しかし、それに対する答弁内容に進展が見られないことから、再度質問するわけです。またかと思わずにお聞きください。

近ごろ、大規模自然災害が各地で頻繁に発生しております。昨日は台風24号による被害が広範囲で発生しました。また、来週には25号が日本列島を縦断するような報道が一部でされております。

そこで、村民の安心・安全にかかわる3点ほどの問題について質問させていただきます。

まず1点目、低地の水害対策、これは代畑地区と了解してもらって結構です。低地の水害対策はどのような指針のもとに進められているのか、また、その対策が進行中、計画中の物件はあるのか。物件とは、排水路や水門の改修など広範囲に及びますが、よろしく願いいたします。

2点目、代畑及び松崎地区の一部が急傾斜地崩壊地域に指定されています。特に代畑地区は特別警戒区域に指定されております。その対策について県などと協議はなされたのか。それに付随して、代畑に公民館があるんですけども、その公民館、なぜ避難所に指定されていないのか。

3つ目、災害発生時にライフラインが寸断されることがあります。有事の際の食料、生活物資の調達、確保の方法はどのようになっているのか。

以上、3点についてお聞きいたします。前進のある、よりよい答弁を期待しております。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

[村長 加藤幸一君 登壇]

○村長（加藤幸一君） それでは、小室辰雄議員の質問に、通告に基づきましてお答えいたします。

地域防災計画についてであります。第1点目の低地の水害対策についてであります。今までも同様なご質問があり、集中豪雨等の課題を要する地区については、できるだけ早い時期に調査を実施し、その後の整備に生かしたい。事業費もかさむことが予想されることから、補助事業等活用できるものは活用しながら事業を実施していきたいという旨をお答え申し上げたところでございます。

現在、降雨が続く場合は、水利権者である中島村土地改良区の協力を得て、四ヶ村幹線水路の適切な管理、孫六池を初めとするため池の適量貯水に努め、被害の抑制を図っております。それらを踏まえ、県の関係部署と改善方法について協議を行ってまいりました。しかし、現在の補助事業で対応できるものがなく、苦慮しているところであります。

また、どのような指針で進めているのかとの質問であります。水害対策関係については、中島村地域防災計画の災害別予防計画に基づき進めているところであります。この災害別予防計画の中に農業用水利対策の項目が記載されており、今年度、新池、大池の土砂浚せつ事業を県に要望しているところであります。

ため池は、豪雨時の洪水調整機能も備えているところであり、土砂堆積により貯水量の低下が見られる新池、大池、孫六池の浚せつ事業を計画しております。今後の中島村地域防災計画をもとに災害対策に取り組んでいきたいと思っております。

次に、排水対策ですが、現在、村内事業者と排水ポンプ借用の取り決めを行っておりますので、台風時等の長雨で増水が想定される際には、事前に事業者に要請し、排水ポンプの設置等を速やかに対応していくことを考えております。

排水門の改修であります、これらの施設の維持管理については中島村土地改良区が行っておりますので、引き続き適正な管理運営をお願いしていきますので、ご理解いただきたいと思ます。

次に、急傾斜地の崩壊対策についてであります、平成12年公布の土砂災害防止法において規定しているもので、本村においては平成20年1月、代畑地内の1カ所が土砂災害警戒区域の指定を受け、同年5月には土砂災害危険箇所として、代畑地内の1カ所と松崎地内の3カ所、計4カ所をハザードマップに表記し、周知してきたところであります。さらに、松崎地区の指定に向け要望をしまいましたが、今年3月土砂災害警戒区域の指定がなされたところです。

本村においては、東日本大震災時に岩の崩落があった松崎地区の1カ所については整備済みとなっております、残りの3カ所は未整備のままの状況であります。土砂災害危険箇所の整備については福島県が行っているところであり、引き続き村内の危険箇所の整備を要望してまいります。

代畑公民館が避難所に指定されていない理由ですが、代畑公民館は、平成8年度時は避難所に指定していましたが、平成20年度に福島県が公示した土砂災害警戒区域等に代畑地区北側傾斜地が指定されたことで、平成20年度から避難所としての指定を取り消し、代畑地区の避難所は滑津小学校に変更しております。

災害時の食料、生活物資の調達、確保の方法についてですが、中島村地域防災計画で、災害時の食料、生活物資、飲料水の確保について整備、啓発を規定しています。

村では、郵便局、LPガス協会など各種団体との協定を締結して、協力体制に取り組んでいます。

福島県では、災害時における物資等の調達に関する協定を、全国農業協同組合連合会福島県本部、セブンイレブンジャパン等各種団体と協定を結んでいます。

有事の際は、全村民分の食料を確保することは困難でありますので、防災知識として家庭での備蓄の有効性の啓発を図っています。あわせて、食料、生活物資の調達、確保のために、村独自の協定を充実することなど、慎重に検討してまいりたいと思ます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 今、村長より答弁をいただいたわけですが、ほとんど前回の答弁と大して変わることはない。ただ、なぜ私がここまでして毎度毎度やるんだということですね。

というのは、誰しもわかっているように、近年の降雨状況というのは、一時はゲリラ的な雨だと、ところが、これが常態化しつつあると。あくまで防災計画の中で私は質問しているんですけども、やっぱり減災という以前に防災というのを考えなきゃまずいのかなと。

それで、水路の問題からいきますけれども、水路の問題は確かにお金がかかると、いろんな補助事業でないと対応できないと。それは当然了解はしています。ただ、以前要望した中で、これは土地改良区がやったと言えば、そこもそうなのかなと思んですけども、私が要望した中で、一部は要望を取り入れてもらって多少はかさ上げしましたね。ああいう少しのことでいいから、水門だってそんなに、中島村改良区のものだといったって、予算がなきゃできないと。

やっぱり村長である、安心安全守る長である村長がやっぱり働きかけて雨水門を改修とか、余り金のかからないと言ったらこれは語弊があるかもしれませんが、そっちのほうから少しでも進めてもらったらありがたいのかなと。

今回は、台風が夜半に通過しました。思ったほどは雨は降らなかったと。これが、万が一夜半に大雨降った場合に、発生した場合に、内水というのもまた発生しますよね。その場合に、確かに業者とかに依頼はしてありますと。これは、前にも同じこと聞いていますよね。ただし、業者の機械が出払っていたらどうするんだと、夜中に対応できるのかと、こういうことですね。

この辺を、多額の金額を必要とすれば、それで話は終わっちゃうんじゃないのかと思うんですけども、機械のポンプの問題だったら、そんなにべらぼうな何千万というような金額じゃないですし、その辺はせめてそこに、計画にあってもいいのかなと、まずそこから伺います。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） これまでも軽微な対策等については順次行ってきたところでありまして、過去の代畑地区の内水被害というのを見ますと、ちょうど東日本大震災の後に貯水池の、池ですね、貯水池の堤体等が崩壊しまして、水がためられなかったと、貯水できなかったということで、降った雨をストレートに流さざるを得なかったというのが一つの原因でありました。その対策としましては、堤体の補修も終わりましたし、その後問題となってきたのは、ため池の堆積物が多くなって、貯水量が非常に少なくなってきたと、小さくなったというようなことが見られました。

そこで、村としましては、今取り組もうとしているのが新池、大池、それから孫六池の浚せつであります。これも大変膨大なお金がかかりますけれども、何とか補助事業として該当できるというような見通しがつきましたので、今年度から中島村としましては、新池、大池の浚せつのための取り組みを始めたところでありまして、一気にはなかなかできませんので、そういったことも含めて、村としましては今後対策をとっていききたいと思っております。

それから、排水ポンプの設置の件でありますけれども、これは村と建設業者との契約によりまして、非常時には速やかに対応していただけるというような確認をとっておりますので、その辺についてはご理解いただきたいと思っております。

やはり氾濫が起きるか起きないかというのは、これは、先ほども小林議員の質問にありましたように、气象台、それから県のほうの通知と、そういったことも勘案しながら、インターネット等利用しまして、阿武隈川の水位の、上流の水位の調査とか、事前にそういったことを把握しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解していただきたいと思っております。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 何か水かけ論みたいな話になっちゃうのかなというところもあるんですけども。

まずは孫六池とかを浚せつして疎水機能を持たせると。その辺は私も先ほど聞きましたね、了解しました。

ただ、池は常に水が減っているとは限らないと。池だって満水の状態が続いた場合には、どうするんだと、単純にそこもありますよね。私が一番、それ以上に心配しているのは、簡単に起こり得る内水というのは、池の方から、あっちのほうからばかり来ているわけじゃないですよ。この前の震災あったときも水が、雨降ると私らは水路見ますよね、上流でとめて、そこから下だけでも内水になっちゃう、実際問題。田んぼの方向から流れてくる水が相当あると。代畑が一番低位置にあつて、水が集まって当たり前ですからね。

だから、私はその辺のポンプの問題をどうするんだと。業者は、先ほど私が言ったように、業者とは契約したやつは別の問題です。ポンプが出払って、出ちゃってないと。夜中に、じゃ、どこに行行って借りてくる、それはなかなかできないでしょう。いずれ、浚せつですか、でヘドロを捨て、その辺は、多少はよくなることとは思いますが。

ただ、それまでの時間はかかりますよね、何年とですが。多分、今日行って来年とか着工するとか、そういった問題ではないのかなと。まだ、来年から着工しますよというような明確な答えでももらえるんだったら少しはありがたいですけども。

まあ、少なからずや、一気にポンプだって、まさか10台そろえるとか、そんなこと言えませんよね。大体普通だって、7インチのポンプ2台かそこらですよ、揚げているの。あれよりは格段に下がると。氾濫してから揚げたって、水なんか揚がりっこないですよ。氾濫する前の予防という、ある程度もう軽減するという意味で、内水抜ければありがたいのかなと。私は常々そう思っているんですよ。まずその、金額が1千万のやつすぐ買ってくださいとはなかなか言えませんよ。その辺、もう一度ご返答いただければ。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 内水の氾濫については、やはり雨量計とかを事前にキャッチしながら、これから予想される雨量等も、今はリアルタイムで情報とれますので、そういったことも勘案しながら進めていきたいと思えます。

ですから、ポンプの設置についても、氾濫してからということじゃなくて、氾濫が予想されるような雨量があり、また想定される場合については、事前に、建設業者とか契約している業者に事前に連絡しておいて、お願いしますと設置のお願いをするということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） いや、再々質問になろうかと思うんですけども、お願いします。

そう言われれば、理解するしかないですよ。

それで、内水の問題に関しまして、代畑には避難所は、実際ははっきり言ってないと。これからこの公民館の問題は、この後崖地でも話が出るんですけども。

ただ、そのハザードマップという話、小林議員のときにもお話ありましたけれども。実際私も、あのハザードマップ見ました。ただ、現実の問題として、あのハザードマップ、こっちに持ってきてもよかったんですけども、一般の人は多分とっておく人はいないと思いますよ。もう少しお金をかけて色を何色にするとか、わかりやすくするとか。あと、配る方法、その見直しをして、役に立たないと何にもならないと。

それと、ハザードマップの中では、実際間に合わなかったのかどうか、これから直してもらえばいいことですが、内水の指定はないですよ。ということは、あの防災計画書は全然整合性がとれてないと。その辺も改善の余地があるのかなと。ハザードマップなんていうのは、印刷屋にかければ、はっきり言って、すぐできるものです。早急な対応をしてもらえばいいのかなと。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

ハザードマップにつきましては、村民の方に昨年度配布しております。そして、村民の方が、今こういう台風とかの状況なので、台風とかが何回も来ていると心配になって、自宅がそのエリアのどの部分になるかというところを見に来たり実際しております。あと、建設関係の方、福祉関係の事業者の方とかが、計画しているのか、あと、現状を確認しに、ハザードマップの問い合わせがあったりしております。

ハザードマップにつきましては、福島県でこの平成30年度に浸水想定区域の見直しを実施しております。来年度には公表予定とのお話でございます。

色だったり、確かにA3の紙をコピーして、カラーコピーではありましたが、経費削減、費用を抑えて作成したわけですが、今後、色とか紙質とか大きさなど工夫して、検討してまいりたいと思います。

県が修正したエリアを発表した際には、中島村の浸水想定部分が変わるかもしれません。ハザードマップの修正が必要となると思います。内水エリア部分も、その際に記載するよう検討すべきだと思います。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 次に、急傾斜地の崩壊対策について、また再度お聞きいたします。

代畑の場合には、山の高さが約10メートル位ありますかね。そうすると、指定されたことによって自分の宅地の中に家を建てるのができないと。何の対策もされないと建てることできないですよ。そんな理不尽なことがありますか。だって、よそのうちに建てるわけにいかないでしょう、自分のうちに建てるしか。ところが土地があっても建てられないと。じゃ、何でそんな指定したんだと。何のメリットもないの指定だけしておいて、対策は講じないと。ただ県とお話はしていますよといったって、家を建てられない人はどうですか。実際問題として。

公民館だってその崖地指定によってきたことによって、危険だからということで、それは当然、入れないと。その辺は当然理解はしていますよ。ただし、理解したならば公共の場所だけは前もって保護するとか何とか考えないと。指定はしました、指定だって、勝手に県が来て、勝手に指定しますよとしたわけではないでしょう。それは当然、村のほうで、ある程度どこかないですかということがあって、出して、県で現地見て指定を当然したわけですし、何十年、何年先に変わるかわからないような、いつまでも投げておいたんでは困るなど、これも前にその辺、同じことを言っているはずですよ。

だから私は、前向きな、いい答えが欲しいと。指定だけして何も建てられない、本当、それ理由にそのままではしょうがないのかなと。それについて村長、どう思っているのか。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 土砂災害危険区域に指定されたところには自分の家も建てられないのではないかといいことではありますが、県としましては、やはり人命第一ということを考えると、万が一のときに、そこに家を建てることによって人命に危険が及ぶというようなことを想定しながら指定しているんだと思っております。ですから、県のほうとしましても、対策をとるのは県でありますけれども、村としましても、その危険箇所の対策については、早く対策をとるように県のほうに強く要望してまいりたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 強く県に働きかけていくと。実際、あそこを工事といったら半端なお金じゃできませんよね、そんなの誰でもわかりますけれども。ただ、あの敷地からした場合には、どの家も道路以外にどんな小屋も建たないんですよ。高さの200%離さないで建物建てられませんからね。どう考えても無理だと。もう、あそこを捨てて撤退するしかないのかなと。いいですよ、私のうちは多少離れていますから。ただ、それでは困るんだと。ただ、実際私、今度、加藤村政3期目で、いい時期になってきたと。県あたりへの働きかけは相当強くも行けるのかなと。その辺は私は期待するしかないのかなと思います。

ただ、その中で、代畑の場合に、実際後ろは山、前は内水と、周りに危険がいっぱいですよね。がんじがらめな状態ですよ。それで、実際問題として、夜避難するとなったならば、実際なかなか夜の避難行動というのは大変ですよ。お年寄りもいるし子供もいるし、小学校まで行けば確かに安全でしょう。ただ、そこまで避難する必要がない、多少はちょっと近くにいろとか。自宅は低いと、代畑地区だって土盛りするなり何なりして、せめて近くに避難所があってもいいのかなと。その辺は、ものすごく検討の余地があるのかなと思います。とにかく、今すぐつくれと言ったって、ただ計画だけして計画倒れでは、絵に描いた餅ですわねと。とにかくその辺を、いろんな方面で検討していただきたいと思います。

次に、災害時の食料の問題ですか。さっきの答弁では、いろんなところと連携をしているから大丈夫だと。ただし、実際の問題として、前回の震災のとき、一番大事な飲み水ですか、それは水源がちょうど使えてよかったと。それはよかったけれども、実際、送水管なんか切れたらどうしようもないですよ。その場合に、この防災計画の中でうたっていますけれども、最低1人1日3リッターの水を3日間は用意しなさいと。前にもその備蓄問題で話したんですけれども、現在その備蓄のほうはどのようになっていますか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問に答弁させていただきます。

食料品の備蓄については、残念ながら状態でございます。

少し、社会福祉協議会のほうで、備蓄ということで、簡易トイレの、使い捨てのようなものを50ほど購入したということがあります。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 私は今、生活に一番大事な水はどうなっているのかと、水はないということで理解してよろしいんですかね。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問につきましては、水はございませんということであります。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 質問が長くなりますが。

水はないと、一番大事な水かなと思うんですけれども。

これ、よそと契約していようが何しようが、実際、地震でライフラインが切れた、道路が寸断された場合には入ってこないですね、物資が。最低、水の確保というのは、村でも水源があるからいいじゃなくて、その辺は少し考えておかないと、前向きに考えないと、万が一発生したときに困るのかなと。ですね。

実際、その備蓄というのは基本的には各家庭、また事業所で本当は備蓄しておくべきものかなと。ただ、その備えはある程度、ある程度手助けするという意味でも、村でも各施設、既存の施設を改修する等考えて、前向きにこれは検討、早急に検討なさった方がいいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） ただいまのご質問でありますけれども、やはり村としましても、そういった備蓄については十分検討しなくてはいけないと、こう考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

とにかく3日間の食料、水等については、最低限備蓄しなさいということと言われております。3日過ぎれば、大体救援の手が届くというようなことだと思いますけれども、この最低3日間の食料、それから水等については各家庭で備蓄していただく、あるいは事業所で備蓄していただくというのは、一つの基本としましても、それができない人のためにも、村としましては、ある程度備蓄をしなくてはいけないのかなと考えておりますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） ありがとうございます。

今までいろんな答弁をいただきましたが、村民の安心安全を思い、前向きに検討、実行していただきたいと思ひます。それを願って私の質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 以上で、4番、小室辰雄君の質問は終わります。

お諮りします。ここで11時20分まで休議したいと思ひますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時20分まで休議といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◇ 小 松 公 雄 君

○議長（藤田利春君） 次に、5番、小松公雄君の質問を許します。

5番、小松公雄君。

〔5番 小松公雄君 登壇〕

○5番（小松公雄君） それでは、通告に従いまして、2点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目は、今年の3月に、東京目黒区において3歳の女の子が虐待死する痛ましい事件が起きております。今、年間50人を超える子供が虐待を受けて亡くなっているそうです。1週間に1人、あるいは1.何人という計算になるそうです。

本村は、福島県の中では少子化率の低い、子供の多い村だと自認をして、自他ともに多分認めているところだと思っております。決して他人事ではないと思っています。

そこでお伺いします。特に気づくのが難しい乳幼児に限定して質問いたします。過去に児童虐待と思われる事案があったのか。その件数は、許される範囲で結構ですので、その内容と、どう処理したのか、最終的にどうなったのかをお伺いします。

その上で、村では虐待防止を、防ぐために対策をどのように行っているのかお伺いします。

2点目ですけれども、現在、二ツ山住宅に10棟の村営住宅がございますけれども、駐車場が大体10台分ぐらいしかありません。

よって、平日でも一、二台はありますけれども、夜間あるいは土日は、北側の反対側の路肩に縦列駐車を6台から7台している状況であります。今、1世帯1台というのはもう昔の話で、1.5あるいはもっとという時代であります、保有台数が。

そんな中で、あそこは交通量はともかく、状況的に緩いカーブになっています。特に安全性の面からも、改善していくのが急務であると思います。施設管理者としての村長のお考えをお伺いします。よろしくお祈いします。

○議長（藤田利春君） 村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、通告に基づきまして、小松公雄議員のご質問にお答えいたします。

児童虐待防止についてであります。児童虐待については、地域社会全体で取り組まなければならない問題であると思っております。過去に児童虐待と思われる事案があったのかという質問であります、過去5年間において児童虐待と認められる事案は1件でありました。事案については、中島村要保護児童対策地域協議会において、関係機関の委員により事案の内容の把握検討を行い、適切に対処したところであり、現在も見守りを続けているところであります。

今後も、児童虐待については、乳幼児健診の機会や民生委員、学校、その他関係機関からの情報提供等の連携を図りながら注意深く対処していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、個別の事例については、個人情報保護の観点から控えさせていただきます。

次に、村営二ツ山住宅の駐車場についてであります。先ほど、10世帯と小松議員が申されましたが、村営二ツ山住宅は8棟を提供しているところであり、8世帯30人の方が入居しております。二ツ山住宅に入居されている方々は長期居住者が多く、入居当時は車の利用台数も少ない状況であったと思います。しかし、お子さんが就職され車を所有するようになり、駐車スペースが不足してきているところであります。今年度、入居者より15台の車両報告がありますが、駐車スペースについての問い合わせ等が今までになかったため、駐車利用に

ついて指導を行って来なかったのが実情であります。

今後は、安全面からも入居者の方にご理解を得て、一時的に公共駐車場の利用をお願いするとともに、今後は駐車スペースの確保等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） まず、児童虐待の防止についてでありますけれども、11月は毎年児童虐待防止推進月間となっております。いい機会でありますので、例えば、児童虐待に気づいた人が速やかに通告できるような児童相談所全国共通ダイヤルというのがあります。ダイヤルナンバーは189番です。こういうことを周知、啓発をしていく必要があるだろうと思っています。

さらには、さっき村長がおっしゃったように、乳幼児健診のときの、例えば健診率なんかを考えながら、来ない人はどうしたんだろうという、そういう敏感な感覚といいますか、問題意識を持っていただく。あるいは、子供を産む以前から、産前産後といいますか、育児ノイローゼなんかもその一つであろうと思われれます。そんなことも防ぐためにも、やっぱり生む前からフォローしていく必要があるだろうと思っていますので、その辺の、何というか具体的な対策といいますか、ことも取り組んでいただきたいと思います。

さらには、村長がおっしゃいましたように、民生委員との連携。せっかく子供が生まれて、親の身勝手な理由だったり、あるいは一時の感情だったり、ちょっとしたことで乳幼児というのは亡くなるケースが多いと思われれます。やっぱり例えばデータを見て、10代の親御さんとか、若年の親御さんにそういうケースが多いとか、調べてあるいはデータをとって、対策をとっていくべきだと思っていますが、見解をお伺いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまの質問についてでございますが、乳幼児健診につきましては、うちのほうの保健師も直接参加をして、子供たちの状況を確認しております。その中で、そういう案件があればということで、そちらのほうも、その状態で報告のほう受けるように指導はしております。

また、産前産後の期間につきましても、産後の場合に赤ちゃん訪問、そういったものも実施しております。それと、産前に関しても、最初の健診から15回ぐらい健診があるものですから、その状況の報告とか、そういった形で情報収集のほうは努めていきたいというふうに思っております。

あと、また先ほどおっしゃっていただきました全国ダイヤルのほうですね。そちらのPRも、広報のほうでPRをさせていただきたいというふうに思います。

いろんな機会を通じまして、できるだけ情報収集には努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） いずれにしても、せっかく生まれた子供が、このような時代に、そんなくならない理由というかで子供が死ぬことがないような、そういう施策をぜひ進めていただきたいと思います。乳幼児に関しては、以上で質問を終わります。

続きまして、二ツ山住宅ですけれども、数え間違えましてすみません。

要は、こういう不備なところ、時代を経て変わったところを、もう一度やっぱり点検する必要があるんだろ

うと思っております。たまたま今まで事故がなくて済んでいるところがまだもっとあると思われま。その辺もやっぱり行政サービスの一環として、そういうのを発見する目、感覚を、やっぱり行政側は研ぎ澄ます、そういうことも必要だろうと思っております。

ぜひこの二ツ山住宅が、あそこが整備された状況に早くなりますように強くお願いしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（藤田利春君） 以上で、5番、小松公雄君の質問を終わります。

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第45号 平成30年度中島村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは、7ページ、お聞きください。

寄附金の項目でございます。ふるさと納税寄附金ということで補正額5億9,700万、すばらしい数字を補正で上げたわけですが、今まで順調に寄附が増えてきて、これぐらいと見込んだのだらうと思っております。

しかし、時を一緒にしまして、ほとんど同じぐらいに総務省から9月11日、通達ありましたよね。大変中島村もいっぱい出てきていますけれども。返礼品を寄附額の30%以下の地場産品に限定、守らなければ、そこから除外すると。大変、国としても、国で始めて途中から、どうしても嫌がらせているような感じでございますけれども、大変影響が出ると思っております。

これ、これからどのようなことが考えられるか、国の方針に整合性を持つための、5億9,000万どのようになるのでしょうか。振興課としての考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の補正額5億9,700万に関しましては、確かに総務省前の今年の実績に基づきまして算定した額になります。

ただし、総務省のほうで、どうしても返礼品を3割と、あとは地場産品に限るところで、今後11月に入りますと中間のほうの調査が入りますので、中島村につきましてはこの後、商品の、返礼品の見直しに入ります。

その後は、総務省のほうの見解が来年以降ということもありまして、まだ最終的な確定には入っておりませんので、そちらのほうの見解をよく吟味して、今後、今回の5億9,700万につきましては、それらの動向を見て、再度、精査額によってはまた金額の増減のほうはございますので、ご理解いただきたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 担当部署としても、せっかく前年度から始まって、軌道に乗ったかと思ったやさきのことです。苦勞されると思います。

もう一点、質問をお願いします。

新聞にも、「中島村、来月見直し」と大きい活字で取り上げられています。来月、つまりこれ9月12日の新聞ですので、10月にはもう見直ししますよと担当者が語っておりますということで記事になっていますけれども。さて、地場産品に限って返礼品、成り立ちますか。どのようなことをお考えでありますか。お聞かせください。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

確かに10月で、今回各自治体に前回の調査の内容で最終的に見直しをする時期については、一番延ばした内容で10月というものしか選べませんでした。なので、今回10月というところに中島村も入るわけですが、中島村の場合ですと、新聞等報道ございますとおり、地場産品に限るというところのひっかかりの部分が大変多いです。

当初、地場産品のほうが、なかなか商品返礼品が見つからなかったものですから、業者のほうの協力を得まして、全国の事業所さんのほうから返礼品の協力をいただいたわけですが、今回そういった感じで、11月に入った時点で、10月分において、どういうふうに商品、3割を含めましてですけども、見直すのかというような調査がございます。

そのときに、先ほども申し上げたとおり、一度中島村のほうでも地場産品以外のものは、一旦やはり見直すということで中止する考えはあります。その後、総務省の見解を待って、また地場産品に該当するものについては整合性をとりたいと。

じゃ残るものは何かと、もう非常に駒、数は少ないんですけども、まずやはりお米が、現状今年、確かに新米の価格が若干下がっているということもありまして、少し寄附に対して前年度よりはお米の量を若干増やしております。なので、なかなかお米だけに関しますと、今年4月から9月30日現在ですと、1,400近くの寄附の申し込みがありますので、今後は特にお米のほうを中心に地場産品と考えまして、従来、それ以外にご協力いただいている商品、ここも少ないんですけども、3点から4点ぐらいをもう一度最終的に見直ししながら、この商品を中心に返礼品のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 総務省としても各自治体といろいろ調整すると思います。しばらく余裕がある、猶予期間があるかなと、そう思っておりますので、担当の方々は大変苦勞すると思いますが、何といても福島県で一番の寄附をいただいたんですから、自信を持って中島村をどう生かされるか検討を進めていってほし

いと思います。期待しております。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ページで言うと8ページになりますが、諸収入の中の雑入、安全装備品整備事業助成金95万2,000円とございますが、その説明、支出も含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

8ページの19、諸収入についてでございますが、こちらは、諸収入の安全装備品整備事業助成金でございますが、消防団員の安全面についての対象となる助成事業でございます。この実施主体は消防団員等公務災害補償等共済基金というところで、消防団員のけがのときの保険とかを頼んでいるところでございます。こちらで消防団員の健康面だったり安全面に対して助成しております。

今回、こちらに申請し該当になったことにより、収入で補正を計上させていただきました。よろしくお願います。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 今回、申請したら該当になったということであります。消防団員の安全装備整備助成事業の実施要領等に基づいて、私は助成金をいただくんだろうなというふうに感じております。

その中で、ちょっと要領を見ますと、安全帽とかあるいは救助用の半長靴とか、あるいは反射チョッキとか、そういういろんな安全装備のための事業、そして健康診断、そういう部分があるんだろうなというふうに感じたんですが、具体的にその95万2,000円、その内容がわかれば、その辺もお願いしたいなと思ったんですけども、答えられればよろしくお願います。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） 大変失礼しました。

今ほどの質問でございますが、実際に購入するもの、ヘルメットと救助用半長靴でございます。

ヘルメットにつきましては団員分200、あと救助用半長靴につきましては、救助用半長靴、結局安全靴のブーツでございます。こちらにつきましては25でございます。幹部の方で実際に扱ってみて、評判を聞いて全団員購入するかどうかのために、全員分ではないんですが、そのような状況でございます。よろしくお願います。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） もう一点。今後この事業というのは、例えば1回受けて、今年受けても、来年また新たに受けることはできるのかどうか、その辺もお願いします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問でございますが、ほかの補助事業のように、宝くじのように、継続してもらえる見込みは、まず薄いと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） はい、了解いたしました。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 歳出のほう、10ページをお願いします。

民生費、福祉センター費なんですけれども、案内板工事と支出のところにあるんですけれども、この内容について、ちょっと説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまの質問についてでございますが、福祉センター費、輝らフィットも今年度については福祉センター費のほうでとっております。

その輝らフィットの案内看板、現在県道の脇の部分と、それから福祉センターの入り口と、それから自転車小屋の3カ所に現在案内板のほう設置しております。

ただ、駐車場に入ってから非常にわかりにくい、建物がいっぱいあって、どの建物なのかはつきりわからないというご意見が結構ありまして、駐車場の正面に保健センターがあるんですが、保健センターの壁面に1つと、あと輝らフィットの東側の窓といいますか扉、サッシからサッシ、その上に、大きな輝らフィットというふうな看板を設置したいということで、今回、計上のほうさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 私も、あそこは通って、なおまたけさもよく見てきたんですよ、中に入って。そうしたら、やっぱり、空色で棚倉・矢吹線に、輝らフィットの看板が新しくもうできて。

あれ、この看板、この建物の中にも、ここの場所はここですよとかと、そういう案内板かなという、そういう疑問を持ったものですから質問をしたわけなんですけれども。

あの中に入って行って、そしてここが輝らフィットのところですよということで、大きさ、やっぱりあのくらい大きさ、今立っているやつくらいの大きさですか、やっぱり今度の案内板は、そこをちょっと。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） 1カ所の保健センターの壁面というか、柱の部分ですね。それはあそこまで大きくはないんですが、輝らフィットのサッシの上分の部分については、あれよりも、もうちょっと大きいものを設置したいというふうに思っております。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 案内工事板の、その下にスタジオブラインド工事、それから排煙口、これはあの建物の中であれでしょう、屋根の上のほうにある工事。どうですか。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまの質問でございますが、スタジオブラインド工事というものは、スタジオとそれから多目的スペースの間にあるガラス、透明のガラス窓のところ、そちらのほうに、見えない、何て言うんですか、仕切りを入れたほうが、プログラムの中で仕切りを入れたほうが、より集中してトレーニングできるというふうな意見もございましたので、そちらのほうに可動式のブラインド、そちらのほうを設置したいと。

それから排煙口の網戸につきましては、今年の夏の、やっぱり異常な暑さによりまして、多目的スペースの外側の下の部分、そちらのほうには全部網戸は入れさせていただいたんですが、上部も開けないとちょっと排気ができないと。それから、上部のほうにそういったものがなかったものですから、開けておくと虫とか小動物が入ってくると困るというふうなものもありまして、その対策としてそういったことをしたいと、網戸のほうも設置したいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 了解しました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 関連質問なんですけど、大変嫌がられる質問であるかもしれないんですが。

今、鈴木議員のほうから質問がありましたが、緊急性があつて予算化するんだということなんですけれども、今回の補正で対応しなければならないのでしょうか。

来年度、もう、暑さも虫も今の時点では大分少なくなってきたかと思うんですけども。

本来ですと、予算というものは、当初予算に計上して、そして、どうしても緊急性があるものに関しては補正予算で対応するということなんですけれども、来年の予算でも十分対応できるのかなというような気はするんですけども、そういった点はどうでしょうか。来年でもいいのかなとは私自身は思うんですけども。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） 排煙口等につきましては、そういった見解もあるかとは思いますが、ブラインドとか看板、そちらのほうについては、早急にこの場所ですよという明示をしたいというふうなことです。

そういったことで、この時期に補正予算として計上させていただきたいというふうなことで、計上させていただきました。

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時51分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） 先ほどの、排煙口のネットにつきましては、小さい虫とか、小動物、鳥のようなものも入ってきたりというふうなこともありましたので、早急に対応したいと。

網戸だけで済むときにはよかったんですが、今後も、これからの時期でも日差しのあるときには、中が結構暖かくなるということなので、そういったときに上部も開けて換気をするというふうな必要性も出てくることから、この時期に予算のほうを計上させていただいたということです。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） わかりました。今後考えられるものに関しては、やはり当初予算等で対応するように心がけていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 関連でお聞かせください。

直近の利用者人数、登録人数、その辺ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまの、利用者の人数等につきましての質問でございますが、ちょっとデータの詳細をいただいているのが、8月末現在でデータのほうをいただいているので、それに基づいて説明のほう、させていただきたいと思います。

現在の登録人数として約370名、8月末現在で370名。そのうち中島村の住所がある方、そちらにつきましては全体の55%で200名ちょっとということですね。

それから、白河市を含んだ西白河郡、そちらのほうで130名ほどおりまして、それで全体の割合として35%。中島村と西白河郡のトータルとしまして90%ぐらいの人数がおります。

そのほかに県内ですね、それと関東のほうも若干おりますので、そちらのほうで大体10%というふうな状況になっております。よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 多くの人数が利用しているということで、この補正がやはり必要だろうというような感じを私はしました。なるべく工期も利用者に迷惑かけないように、よろしくお願いしますと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 質疑ありませんか。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） ゲートボール場改修工事ですけれども、当初予算が1億4,000万で、実質工事が1億2,000万で、今回の補正で上がった工事請負費、これは請差の中ではできなかったということですか。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） これにつきましては、実際に使用し始めて出てきたというふうな案件もございますので、今回の補正のほうで対応させていただきたいというふうなことで、予算のほうを計上させていただきました。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 了解です。

○議長（藤田利春君） 質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第46号 平成30年度中島村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第47号 平成30年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 6ページ、お願いします。

6ページの歳出の中の維持管理費なんですが、担当課長のほうからは、工事請負費の施設維持補修工事とありますが、486万円。当初760万円あるんですね、担当課長のほうからは、突発的な工事が発生したんだというふうな説明を受けたんですけども、どのような突発的な工事だったのか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

突発的な機器の故障ということですので、吉子川地区の処理場にあります回分槽のコントローラ、こちらが突発性ということで、費用が464万4,000円ほどかかります。

こちら、もう既に工事を発注してまして、11月30日、末、完了予定になっております。

〔「そういうことがあったからこういう対応するということ」の声あり〕

○建設課長（齋藤 満君） そういうことがありまして、今年度予定していました維持修繕の工事ができないということですので、補正をしたところであります。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時00分

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

平成30年第3回中島村議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年10月4日(木) 午前10時開議

日程第1 認定第1号 平成29年度中島村一般会計歳入歳出決算

出席議員(8名)

1番	椎名康夫君	2番	小室重克君
3番	小林均君	4番	小室辰雄君
5番	小松公雄君	6番	鈴木新平君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	小針英希君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	相楽高德君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君
代表監査委員	大澤洋次郎君		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 向井正 書記 藤田幸江

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付された印刷文書のとおりです。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、認定第1号 平成29年度中島村一般会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） おはようございます。

ページ数で、6ページでお願いします。

歳入、村税、その他法人税、いろいろありますけれども、本年度不納欠損額が相当計上されていますが、まず、そのある程度の明細と、それと付随しますけれども、不納欠損するに至る前に広域圏の滞納整理部門に29年度依頼された件数及び金額、また、その金額に対してどの程度回収できたかをお聞きいたします。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

[会計管理者兼税務課長 久保田利男君 登壇]

○会計管理者兼税務課長（久保田利男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ページ、6ページでございます。

村税の不納欠損の内訳というふうなことでございますので、お答えしたいと思います。まず、不納欠損の115万7,422円でありますが、これにつきましては、平成29年度において不納欠損処分をいたしました村民税で30万4,963円、法人税で11万5,000円、固定資産税で66万8,659円、軽自動車税で3万2,800円の不納欠損でございます。

件数につきましては74件で、対象者につきましては個人8名、法人会社3社でございます。これにつきましては、平成13年度から23年度まで課税されたものでございます。そのうち村民税、軽自動車税につきましては、件数39件で、対象者8名であります。これらの徴収に対しましては、村外に移住された方も含めまして所在の実態調査等を行い、再三にわたって自宅訪問等を行い、督促や勧告を行ってきたところでありますが、最終的には納税者本人の死亡または消息不明になったところでございます。また、法人、住民税や固定資産税につきましては件数で35件で、対象者3社でございます。これらの会社につきましては、全て倒産してしまったと

いうことでございます。徴収に当たっては、法のもと倒産した会社に対しまして、破産管財人や裁判所への滞納金額の交付要求の請求手続を行ったところでありますが、財産等も少ないということから、特別配当とかも得られなくて徴収ができないところでありました。

このようなことから、大変お叱りを受けることになりましたが、地方税法第18条の規定によりまして、消滅時効ということで不納欠損の処分をしたところでございます。

また、広域圏のほう、滞納者に対する移管金額というふうなことのご質問であります。そちらにつきましては、平成29年度の徴収移管金額は本税で435万1,666円、件数にしまして179件ほど移管しております。これらの内訳でございますが、村民税で131万2,472円、件数につきまして38件、固定資産税につきましては124万6,144円、件数につきまして68件、国保税につきましては179万3,050円、件数につきまして78件を移管しているところでございます。これらの移管件数に対しまして実際の徴収の実績であります。本税収入額といたしまして合計で218万9,257円、件数にしまして116件でございます。そちらの内訳でございますが、村民税で37万9,461円、件数にして24件、固定資産税であります85万8,964円、件数にして52件、国保税につきましては95万832円、件数にして40件となっております。また、徴収率でございますが、本税の徴収率といたしまして、移管金額に対しまして50.3%の徴収率となっているところでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 詳細は今お聞きしましたけれども、全部はなかなか覚えられない。ただし、その不納欠損処理をするということで、時効成立したという形にならざるを得ないのかなと。その場合に、なる以前から、多分に税金の徴収方法というのは現年度を優先的にやっているのかなと。ですよね、多分。では、古い古いのが残って行って、いずれは時効にかかっちゃうと。その辺をもう少し考える余地があるのかなと思えますけれども、でない、現在あるやつはもうほとんど現年度ばかりに集中して、いずれは不納欠損処理をしなくてはならない状態が常々発生してくるのではないかと。そういうことを私は危惧するんですけども。金額は回収機構に回して50.3%の回収率がありますと、この辺は仕方がないのかなと。ただ、その中でも役場職員さんが幾ら、頑張っているでしょうけれどもね、人数の限りもあるし、歩けないと思いますので。ただ、先ほどお話しした時効の停止措置をもう少し考えて前向きに検討する、即実行してもらわないと困るのではないかと。その辺のお答えをひとつよろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

[会計管理者兼税務課長 久保田利男君 登壇]

○会計管理者兼税務課長（久保田利男君） ただいまのご質問であります。小室議員さんのおっしゃるとおりでございます。実際、現在は、現年度分の徴収のほうにウエートを占めているところが現状でございます。ただ、今言ったような形で実際に滞納につきましては、時効を迎えるというふうなこともありますので、その辺は十分理解いたしまして今後の徴収に当たっていきたいというふう考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 理解するしかないのかなど。現実問題として。ただ、本当にこれは税の公平ということ
を考えた場合には、もうあしたあさってでもいいから、とにかく何とか検討していただきたいと。

質問終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ページ数で84ページ。

教育費の6の7、児童館の13の委託料、不用額がかなり計上されています。202万6,238円、この説明をお
願います。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） おはようございます。

ただいまのご質問の84ページ、教育費の委託料の不用額202万6,238円ですが、次のページをごらんください。
そこに児童お迎えバス委託料という部分がございます。これと、この下に学習支援委託料、この2つにつきま
して不用額の整理がちょっと、減額しなかったための不用額でございます。内訳としましては、その202万
6,000円何がいの中、児童お迎えバスが84万円ほど不用額として残りました。それと、学習支援分として117万
4,000円ほど不用額として残ってしまったために、このような200万を超える不用額が発生したということでご
ざいます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ありがとうございます。児童館のお迎えバス委託料で84万ぐらいの不用額、また、学習
支援委託料で117万ぐらいの不用額が出てしまったという説明で理解はいたしました。それで、3月の補正で
児童館お迎え委託料は200万ほど減額いたしました。それで、そのほかの学習支援委託料が2万1,000円ほどし
か減額されていないんですね。それで、不用額が117万ほど残ってしまったということなんです、余りに
もちょっと、減額した割には不用額が多いと思いますが、それについて説明をお願いします。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問の中の学習支援分の117万4,000円ほどの不用
額の発生した理由でございますが、確かに議員ご指摘のとおり、3月補正でも減額はしたんですけれども、言
いわけになるかもしれませんが、3月補正といいましても、実際に補正の算定とか、担当課のほうでするのが
1月中から2月にかけてでございます。残り学習支援は2月いっぱいまでやりまして、まだ残り期間があつた
と。

さらに、そういうことも、29年度からこの学習支援が始まったということもございまして、また初めてのケ
ースで実績もなかなかつかむのも大変だったということで、参加申込者も結構まだあつたもので、それらの分
をなるべく、多くの子供たちにも参加してもらおうという、当然参加すれば、委託している、ベスト学院のほう
の講師をお願いしているんですが、その分の費用もかさんでくるわけですが、せっかく認めていただいた予算

をもっと有効に活用したいということで、ある程度上限というか、申込者分ぐらいは残したわけですが、結果的に子供たちが、村で考えているよりも少ない学習支援の参加だということで、結果的にちょっと不用額が出てしまったということでございます。

ただ、結果的には減額見込みが甘かったと言わざるを得ないと思いますが、現在、教育委員会の中では職員一人一人の人事評価に伴う個人面談を実施中でありまして、きのうは児童館職員を対象に教育長と私で面談を行ったところであります。その際にも、担当者には予算の適切な執行並びに不用額の整理について指導したところでございますので、今後このような多大な不用額を生じないように注意してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ただいまの説明を聞きますと、村としては参加人数が、ある程度参加していただいて、その予算に合った執行をする予定でしたが、それに思ったほどの参加者が少なかったということで理解しました。それで、この実績を踏まえて、この事業に合った予算を精査して取り組んでいってもらいたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは65ページお開きください。

その中で、道路等堆積物撤去の委託料でございますが、測量調査設計委託料、同じく道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業委託と、それぞれ数字が載っていますけれども、成果報告書の20ページ、生活支援対策に関するということで、これに関して数字が載っていますけれども、測量設計業務に関しましては、決算書に対しましては31万2,120円少なく載っております。堆積物撤去業務、これに関しては2万7,000円ほど少なくなっていますけれども、成果報告書と決算書の数字の違いについて説明願ひたいと思っております。お願ひします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、測量調査設計委託料のほうであります。こちら、道路等側溝堆積物の撤去処理支援事業に伴う仮置き場予定地の不動産鑑定業務及び実施の箇所の測量設計業務の委託料であります。

内訳としまして、不動産鑑定業務が31万2,120円、続きまして、道路等側溝堆積物の撤去処理支援事業、測量設計業務委託が245万1,600円でございます。また、下段にあります2,837万520円の内訳でございますが、こちらは放射濃度測定業務委託が2万7,000円ほどあります。これを足しますと、この決算書の合計金額になるということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） はい、わかりました。2万7,000円、放射線の検査ということだったんですけれども、し

よっぱなは、これは最初からやらないと、そういう報告を受けていたものですから、2万7,000円は後から使うような予定が出たのかなと思ったんですけども、それはそれで了解しました。

それで、不用額として1,460万5,760円。国の全く100%の補助事業だったと思いますけれども、初年度からこれだけの大きい不用額が発生したというのはどういうことだったのか、説明お願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

この道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業委託料であります。本村におきましては国からの事業交付決定が平成29年9月にありました。その後、この事業に着手したところであります。

まず初めに、滑津第1地区としまして、滑津原地区を中心にこの撤去作業を行っております。当初、側溝の延長が13キロ計画しております。実績で約10キロに減額になっております。この撤去作業が3月29日までの期間で行って行きましたので、補正で減額することができなかったということで不用額が残ってしまったというところでございます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 延長の距離の変更によってできなかったということですが、心配するのは、これだけ不用額を出して、国なりに何か指摘されることがないかと思うんですけども、それは大丈夫ですか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

国のほうと協議をいたしまして、29年度についてはその事業費で了解を得ておりますので、ご報告いたします。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） はい、承知しました。

これからどんどん第2期、第3期と面積が増えて距離が増えますので、しっかりと管理運営してください。質問終わります。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ページ数で19ページ、それに伴った関連でございますけれども、26ページにあります、ふるさと納税寄附額についてお願いしたいと思います。歳入で寄附金のふるさと納税寄附金5億8,260万1,201円の収入と、支出が、26ページになりますが、総務費、一般管理費の中の委託料のふるさと納税業務委託3億3,599万1,793円についてであります。

本当に担当課含め、村の職員に対しまして一生懸命寄附を仰いだ、お願いした結果、この増額になったと改めて敬意を表したいというふうに思っております。つきましては、わかる範囲で結構ですので、次の項目についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

まず、寄附額があった件数、そして、全国・県あるいは市町村であります。どの辺からの県から多くあったのか。それから、最高額、1人何件かは別として、1件に対して非常に多かった額がどのくらいあったのか。

それと、ホームページ等含めて、村では子育て支援とか、緑化木とか、村におまかせとか、そういう寄附の使い道をお願いしてこれだけ集まったんだろうなというふうに思いますが、その使い道の多かった割合でもいいです、件数でもいいです。それをお願いしたい。また、礼状は、返礼品はもちろん出しているでしょうが、村からの礼状は以前と同じように感謝を込めて出しているのか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） おはようございます。

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、第1点の寄附件数でございますが、2万7,452件でございます。全国の寄附割合は町村別では集計できませんので、都道府県別で申し上げます。第1位が東京都、第2位が神奈川県、第3位が大阪府というところで上位固まっております。

次に、一口の最高寄附額というところで、昨年度の返礼品の寄附額の上位が30万円、20万円、10万円という商品といたしますか、返礼品がございました。その30万円につきまして4件の寄附をいただいております。20万円につきましては131件、10万円につきましては646件ほど寄附のほうをいただいております。

次に、寄附の使い道の割合でございますが、こちらはパーセントでご報告させていただきます。まず、子育て支援事業につきまして23.6%、次に、緑あふれる村づくり事業、緑化事業でございますが7.6%、その他、自治体におまかせというところの項目がございまして、こちらが68.8%という割合になっております。

次に、礼状の発送につきましてご説明いたします。

今のところ、寄附をいただきまして2週間ぐらいの期間を経て、それから礼状のほうと受領書のほうを発送しております。同封といたしまして、ワンストップ特例申請を申し込んでいる方については、礼状と受領書と同じくワンストップ特例申請書の用紙と、あとはその記載例のほうと、あとは返信用の封筒を同封しまして、2週間後に礼状のほうは送らせていただいております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） はい、了解しました。今後ぜひ体にも十分注意し、それから当然これだけの金額になると大変ですが、検証を、業者に対しての検証も含め、何かある人から返礼品をもらったんだけども礼状が入っていなかったというようなこともお聞きしましたので、その辺も業者で協議あるいは検査等含めて、ぜひその辺も確認してほしいと思います。

また、せっかくこれだけの寄附が集まった、まして税金といたしますか、収入の中で非常に大きな金額をいただいているものですから、検討でいいんですけども、主要政策、成果報告書、この辺もぜひ成果が上がったということで記載のほうの検討をぜひお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 58ページ、これは質問になるんだか要望になるんだか、ちょっと質問してみないとわか

んないですけども、58ページの農業経営活性化体制事業という欄なんですけれども、これで、まず1番目に、最初に質問したいのは、経営改善支援活動推進員2万4,000円について。これは何名ぐらいで、どういうふうな、活動内容は大体わかるんですけども、その内容についてちょっと説明お願いしたいと思います。

それから、認定農業者協議会推進補助金、協議会補助金と、これが、不用額が余り多いのもちょっとこれは検討する余地があるんですけども、これ40円なんです、不用額が。この辺を村当局としてはどのようなふう考えているか、この2点についてまず質問したいと思います。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、58ページでございます経営改善支援活動推進員の報償費でございますが、こちらは認定農業者の更新や新規に伴う審査会を開催させていただきまして、2人、年2回ほどの実績額が2万4,800円という数字となっております。

もう1つ、下の段いきまして、認定農業者補助金につきましては、こちらのほうは例年15万円の補助を協議会のほうに助成をしております、なお認定農業者の方からも毎年2,000円の会費をいただいて、法人の方には3,000円をいただき、その中で活動しているわけでございます。活動内容につきましては、やはり先進地の視察とか研修、そちらのほうの内容に利用させて、十分活用させていただいているというところで15万円をいただいておりますので、この金額で今後も継続を考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

〔「不用額の40円は」の声あり〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） 大変失礼しました。今、もう一度すみません。

不用額の40円でございますが、こちらは農業次世代人材投資資金のほうの寄附額予算の40円の不用額ということになります。こちらは3組ほどの対象者がございまして、昨年においては前年度の所得の計算がございましたので、3対象者の方に対し2事業所のほうの対象となっております、不用額が40円ということで発生しております。

よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 内容についてはあれですか、農業改善支援これ2人でね、年2回やっているというようにことで2万4,000円だと。これは妥当なあれかなと思っているんですね。

それで、私はこの不用額40円の認定農業者の件なんですけれども、村長も中島村は福島県でも農業ではトップクラスだと、これを自負しているわけです。私もやっぱり中島村は地形的に見ても、農業をやるには本当にもう、すばらしい条件のいいところだと。もう、東白川郡のあたりと比べるとまるっきりまだ雲泥の差だと思っておりますけれども、そういう状況の中で、ふるさと何ですか、その返礼品ですか、これも総務省のほうでは、地元でできたものをなるべく返礼品に下さいよと。おせち料理ではどこから来て、北海道から来ているんだか、どこから来ているんだかはっきり言ってはわからないんですよ。ただ、返礼品をもらうほうはやっぱり、そういう高価な、みんなで正月を迎えるんだから、それはいいだろうということで、それに合致した

のがふるさと納税の高額に入ったという理由にもなるんですけども、本来からいえば、やはり中島村は農業が主体の村なんだということで、中島村の農業産品をこれから認定農業者と、今、一生懸命農業を頑張っている人たちにもう少し補助金を出して、今のところは、米は今は問題ないです。そのほかに野菜、野菜の中にも野菜はいろいろ種類あります。そういったところを先ほどの創生事業で、認定農業者の補助事業で研修なんかにも行っているけれども、個人負担も出しているみたいですね、今の話を聞くと。そういうことを考えると、もう少し将来を見据えた場合に、認定農業者の人らに中島村はもう少し、まだまだ開拓する余地があるのではないかと思っています。そういう面で、その辺ひとつ要望というふうになってしまうのかどうかかわからないですけども、誰か回答あればお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問でございますが、確かに農業振興を進める上では、認定農業者の方への働きかけというのは大きく、大事になってきております。

今、その話の流れで、ふるさと納税の返礼品についても、やはり福島の米、中島村の米というところで十分に今後は中心の返礼品として、今、担当課のほうでも考えておりますので、この認定農業者の補助金を使い、次世代投資資金のほうを新たに始める新規就農者の方のほうに投資をしまして、よりよい農業振興のほうに努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 6番、鈴木新平君。

○6番（鈴木新平君） 良識あるご検討、お願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 全体的なことで質問したいと思うのですが、ページ数は5ページ、歳出の欄なんですけれども、不用額の件について先ほども質問等ありましたが、私もこの不用額について以前からちょっと疑問を感じていたところがあるんですけども、今回、なお皆さんのほうに、各課長皆さんよく把握しながら不用額の件については確認し合っていると思うんですが、不用額全体が2億7,500万、約3億近く不用額として出ているんですけども、これについてちょっとお尋ねしてみたいというのは、どういうふうな、先ほどもちょっと若干不用額の件について触れていましたけれども、誰に聞けばいいんでしょうか。全体的なことなんで、その辺の不用額の、多く出てしまった、概略的にどういうふうな理由があったのかちょっとお尋ねします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えします。

29年度、おっしゃるとおり不用額2億7,543万9,000円というようなことで出ております。内訳としましては、まず総務費が1億2,920万4,425円、この内容ですが、これにつきましては、先ほどご質問のありましたふるさと納税事業支援サービスの事業委託といたしまして1億1,679万7,000円ということです。これにつきましては、先ほど、やはり事業、補正の時期が1月、3月ですと1月中旬から下旬というようなことで、納税額に対して、

納税額は最大限で歳入をとってありまして、それに見合った分の歳出についても、委託費で予算を計上しておりますが、やはり補正時期に間に合わなかったというようなことと、あとは、この納入が幾ら入るかわからないというようなことで、これだけ出てしまったというような内容でございます。

続きまして、民生費でございますが、民生費で2,490万ほどの不用額が出ております。この内訳としましては、地域福祉センター費で770万、臨時福祉給付金で306万2,000円、児童福祉費で643万2,000円というようなことになっております。衛生費につきましては、扶助費等でございますので、扶助費については申請であったり、あと児童手当であったりについては、児童手当は違いますね、失礼しました。臨時福祉給付金等につきましては、申請に基づくものというようなことで、やはりこれについても読めない部分があるというようなことで、最大限サービスしなければなりませんので、扶助費については最大限の予算をとっているというようなことで、どうしても不用額が出てしまう。

続きまして、衛生費で4,055万8,000円、これにつきましては、除染関係の委託費でございます。これにつきましても、何かあった場合に引き続き必要というようなことで、予算補正時期に間に合わないというようなことでございます。

続きまして、農林水産業費で1,794万1,000円、これにつきましては、畜産費で704万8,000円、基盤整備促進事業で544万8,000円というような内容になっております。畜産費につきましては、補助事業の関係で額が固まらなかったというようなことで、不用額が出てきています。

続きまして、土木費でございますが、土木費で2,568万1,000円、これにつきましては、道路維持費並びに道路側溝堆積物除去費でございます。道路側溝堆積物除去費につきましては、先ほど建設課長が説明したとおりでございます。

それから教育費でございますが、教育費では1,062万8,000円の不用額が出ております。一番多かったのが児童館費ということで305万8,000円、児童館費につきましては、先ほど学校教育課長が答弁したとおりでございます。

以上、不用額が出ておりますが、どうしてもサービス、扶助費等、あと工事費につきましては、補正の時期が3月補正については、1月までにまとめなければならないというようなことで、どうしても不用額が出てしまうような状況ではございますが、今後はさらに精査しながら不用額が出ないように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） ただいまの回答の内容的にはわかりました。

けれども、経常経費として、先ほどの扶助費なんかもそうだったんですが、もう何年か統計をとっていて、ある程度平均をとればどのぐらい使うんだかというのは、実績が出ているわけだと思うんですね。そういうところで、去年、おととしと、このぐらいの額で確定しているんだということであれば、ここまでの大きい金額の不用額が出なくても済むのではないのかなと、私自身も思っているわけなんです。だから、そういうところは今ちゃんと精査するというような話なんです、不用額、最終的には要らない額というふうな話になってまいります。予算的にも35億が3億近くあれば、最終的な予算は32億という、そういうふうな予算になるわけですね。だから、やはりもっとよく精査して、不用額を落とせるものは落として、監査のほうからも、ちゃんと

指摘が監査報告であるわけなんですけれども、これも毎年3年、私が監査報告からの書類を3年間見てみますと、毎年不用額の指摘がされているわけなんですけれども。ただそういった需用費に対してでも100万単位で残っている。そういうふうなこのチェック体制というのは、どういうふうな形でチェックされているのか。その辺も確認したいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） まず経常経費につきましては、どうしても残ってしまうというのは、例えば需用費、例えば修繕費であったり燃料費であったりというものにつきましては、どうしても読めないですし、ある程度余裕を持った予算をとっておかなければなりませんので、経常経費については需用費程度なのかなと思っております。やはり不用額が出てしまうというのは、経常経費の中の扶助費、あとは臨時的費用、例えば工事費であったり、そういったものがどうしても、あと委託費。そういったものがどうしても不用額として残ってしまうというのは、仕方ないという言い方は大変申しわけないんですが、そういったことになってしまうという部分がございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 仕方ないというふうな話ではないと思うんですね。確定できるものはあるはずなんです。3月の補正予算に対応できるのに、1月ごろに確定できているものもこの決算書の中にはあるわけなんです、金額の大きいもので。だから、最終的にこの35億という予算が32億になってしまう、そういうふうな、金額が大きいからそういうふうになってしまったんでしょうけれども、やっぱり監査からも指摘されている事項なんですよ。3年も、私が議員になってから、3年間決算報告を監査から受けているやつを見ても、ちゃんと需用費とか対応できるものは3月の補正で対応すべきだと、そういうふうに監査からも指摘されているわけなんです。そういうところをちゃんとした精査をして、見合った決算書、予算書にしないでほしいと思うんですけれども、そういうところ、どう思いますか。

○議長（藤田利春君） 暫時休議をお願いします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

副村長、小針英希君。

〔副村長 小針英希君 登壇〕

○副村長（小針英希君） お答え申し上げます。

今、小林議員のほうから、要するに3月末、そのまま補正をしないでそのまま予算を確保しながら決算するよりは、ご指摘のあるような、既にその事業が終了して金額が確定しているものについては、適当な時期に減額補正なり何なりをして予算を有効に使うべきであるというようなご質問だったように伺いました。

結論から申し上げますと、議員さんのおっしゃるとおり貴重な財源ですので、それをよそのほうに使って、行政効果を上げるというふうなことは、私どももそのとおり認識しております。

一方、これは小さなところですが、担当課長としましては、この先いろんな予想されないような事業が突然降ってきたようなものがあるとか、あとは追加補正なりどうのこうのという追加の事業費が来るとか何とかというふうなことで、3月だけとの答弁ではございませんが、そういうふうなもので内示額よりも若干多く持っていたいというふうな事業課の担当する者の心理もございます。そういうふうな心理が働いて、結果的に大きなものになるというふうな部分もございます。しかしながら、先ほど申しましたとおり、貴重な財源ですので、そういった事業費が確定されたものについては随時整理をして、補正のもとに適正な金額を計上したいと、今後そのように努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） これから、今後のことなんで、今まで私が3年間の監査報告の資料等を毎年見させてもらって同じようなことを随時言われていても、何の進展もないなというふうにも解釈したものですから、毎年毎年決算書を伺って、不用額がちよっと多過ぎるのではないかなと思ひながら来てみて今回初めて発言させていただきましたが、これからちゃんと精査した決算書になるように望みますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤田利春君） お諮りします。ここで11時10分まで休議したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認め、11時10分まで休議いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） ページ数で9ページを開いてください。

9ページで、科目名で土木使用料、収入未済額、トータル金額で827万3,420円ですか、これの明細についてまずお知らせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

土木費、土木使用料の住宅使用料、未収入額628万8,363円ですが、こちらにつきましては、平成29年度の調定額1,336万2,600円になっております。そのうち収入額が1,235万1,200円で、こちらにつきましては、過年度分の収納額も使用料も入っておりますので、トータルで今申し上げました数字につきましては、平成29年度の数字であります。そこに過年度分があります。過年度分につきましては、トータル628万8,363円が過年度分で繰り越しされている金額であります。

続きまして、下水道使用料198万5,557円、こちらにつきましては、繰越金トータルで520件の件数がございます。

単年度の平成29年度の数字で申し上げます。

調定額343万9,800円に対しまして、320万1,908円の収入金であります。

〔「不納額」の声あり〕

○建設課長（齋藤 満君） 失礼しました。未収入額827万3,920円の出た原因といたしまして、滞納の金額でございます。こちらにつきまして、未納者という方の件でありまして、使用料の納入をお願いしているところがありますが、なかなか納入がされないのが原因でありまして、この未収入額が出たということでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 担当が変わってなかなか返答の仕方がちょっと難しいのかなと。私がこの数字を見て思うのには、先ほどもお金に関してお話しはしましたけれども、税金面に関しては、回収、滞納整理利用してある程度は回収を進めてまいりますということですよ。この金額は一応使用料ですよ、使用料。これは何とかしていかないと、着実に雪だるまが何か大きくなってきている。去年からプラスして、多分に前年は50万かそこらだったのかな。ことは多分前年対比すると、70万近くいっているのかな。10年で700万も、全然減らないで増える一方では、えらいことになっちゃうのかなと。それに対する対策をどのように考えているかお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

未納者の対策といたしまして、昨年度よりコンビニ収納が開始されました。理由につきましては、金融機関、また役場の会計室の窓口が土日閉庁のため納めることができないというのが主な原因でありますので、24時間、土日祝日営業しておりますコンビニを利用して納入ができるという事業を始めたところであります。

また、使用料の徴収のほうなんです、未納者に対しまして納入計画書を作成してもらっているところであります。その納入計画書のとおり納入できない場合には、再度うちのほうでその方に連絡をしまして、納入のお願いをしているところであります。また、納入計画書の提出もない方につきましては、連帯保証人の方に未納のお知らせをしまして、未納者と納入方法について相談していただいているところであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 今の答弁によりますと、土日閉庁で納められない、そういう方が多いと。また、今度コンビニ収納できるから上がるだろうと。それはいいほうに考えてですよ。今納められる人は実際納めるでしょう、現実問題として。だから、これを考えたときに、当然庁舎内にいる人も常に事務方にも追われるし、常に行って回収しろというのは、なかなかそれは大変なことだと思いますよ。それから、後日あります特会のほうでも同じような質問があると思いますけれども、この辺をとにかく中島村独自の方法でもう少し考えて、人をいじめるわけじゃないですけども、税の公平、使用料だって公平ですよ、使った人は払ってもらうと。そういう観点から、きつい言葉で言えばもっとしっかりした体制を整えないとまずいのかなと。いじめるわけ

じゃないですよ、だって携帯電話だって使って払わなかったら次の日とまりますからね、現実として。その辺をやる人は大変でしょう。自分ができないんだったら、もっと誰か使うとか。それを大きな目で見て、いろんな課があるし、その辺と連携してこれからやっていくことも、同じ話すると明日話することなくなっちゃうからもうしたくないですけども、これは現実としてその辺を考えてください。終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 43ページ、お願いいたします。

地域福祉センター費ということで、それぞれ支出が1億7,431万348円ございます。これについて詳細な説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

福祉センター費の歳出支出総額の1億7,431万348円につきましては、まず、報償費として2万円、こちらは、健康づくり交流センターの名称募集の際の受賞者の方に対しまして記念品のほうをお送りさせていただいております。

続きまして、需用費の345万3,546円。こちらにつきましては健康づくり交流センターの単価が10万円にならないもの、そちらのほうの費用のほうで支出しております。まず1つに、室内運動機器、そちらのほうで150万6,934円、それから、室内設置物としまして161万6,760円、それから、家電製品としまして12万9,714円、それから、その他一般的な消耗品としまして19万453円でございます。

それから、委託料につきましては、1つが管理運営委託料、こちらのほうで2,754万6,102円。こちらにつきましては、社協のほうにお願いをしております福祉センターの管理運営の委託の費用でございます。もう一点、工事管理委託料としまして442万8,000円。こちらにつきましては、ゲートボール場の改修工事の工事管理の委託のほうの支出をしております。

15番の工事請負費につきましては、施設維持工事としまして124万2,000円。こちらのほうは福祉センターのエアコンの更新工事の金額でございます。ゲートボール場改修工事で、総額で1億2,186万720円、これにつきましてはゲートボール場の改修工事の本体工事、そちらのほうで1億1,888万2,080円、それから、トレーニング室機器移設に伴う電源設備の工事、そちらのほうで12万9,600円、それから、室内ゲートボール場の屋外看板設置工事、こちらのほうで284万9,040円と。

続きまして、備品購入費のほうで1,576万980円。こちらにつきましてはランニングマシンの購入としまして、ランニングマシン6台で816万4,800円、それから、ブロックシステムマットの購入です。こちらのほうで205万1,460円、こちらのほうは多目的スペースに設置してあります子供さんの遊具というものでございます。それから、音響と映像関係の備品としまして424万4,000円、こちらのほうはモニター等と音響機器、そちらのほうの一式の金額になっております。

それから、室内備品としましてロッカー等の購入費でございます。こちらのほうはシューズロッカーが2台、それから小物入れが1台、更衣室のロッカーが8台というふうな主な内容でございます。それからもう一つ、

ジェットヒーターの購入、こちら多目的スペース用のジェットヒーターでございますが、こちらのほうで15万5,520円のほうを支出しております。

こちらのほうで総額として1億7,431万348円というふうな内訳になっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ありがとうございます。詳細な説明ありがとうございました。

先ほども、ふるさと納税のほうでちょっとお願ひしたんですが、非常に平成29年度の事業では大きな工事というふうには感じておりますので、主要成果報告書のほうをぜひ、今後いろんな工事で大きいときは載せていただければというふうに、ご検討よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 成果報告書より質問させていただきます。29ページ、ごらんください。

4の中の一番下段になりますが、ブランド・イメージ回復支援事業ということで、なかじマルシェ1回、富士工業白河工場1回、JA稲作部会1回と、それぞれ3回に対して村から予算が出ておりますけれども、物品の販売を行った、試食を行った、PRしたと、これはわかります。それに対してどのような反応があったか、また、公表できなければ結構ですけれども、どのぐらいの売り上げがあったかと、費用対効果ということになりますかもしれないですけれども、把握しておればその結果と、これからの課題等をお聞きしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

昨年度、3つの団体からこういった事業の申請が上がりまして、実際のところ実績が上がり、内容につきましては主要成果報告書のほうに記載のとおりでございます。それを行った声というものにつきましては、皆さんが実感しているところが事業実施のほうでやったところで、また、非常に声がよかった、好評であったというところの自治体については、今年についてもやはり同じような形で補助金のほうのこういった事業の申請をしておりますので、直接村のほうに「ここまでこうだった、ああだった」という細かいところはないんですが、実際のところこの助成金を何に使ったというところでの実績報告のみということになっておりますが、事務局として判断するには、継続して実施していただいているというところに十分な成果があったというふうには捉えております。

販売価格につきましては、購入した物までの経費の実績報告だけの内容となりますので、売り上げについてまでは把握できていないというところでございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） まずまずの成果と捉えましたが、それはよろしいと思います。これからも大事なPR、PRものすごく大事です。向こうからの、各団体からの要望を待つのではなくて積極的に企画振興課で

も促すと。ぜひそのようにやっていきたいと思います。

なかじまルシェの会からも、次回からは議員さんもぜひ同行願いたいと、そのような話も伺っていたのですが、それも我々も考えなきゃならないと気持ち的には待っていたんですけども、その後音沙汰なかったと。今回あたりはどうなのかなと思いますけれども、ぜひとも活性化のため一生懸命働いてください。お願いします。

質問終わります。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 10ページを開いてください。

10ページの科目名、教育使用料です。それで、区分に幼稚園保育料というものがありますよね。その中で、収入未済額22万、この内容について説明をしてください。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

〔学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇〕

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問、教育使用料の中の幼稚園保育料の収入未済額22万円でございますが、現在今、保育料等は無料化になってはいますが、無料化になる前の過年度分並びに無料化になっているといいますが、税とか公共料金が未納の場合は無料化になりません。その分に対しての収入未済額合わせて22万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） いろんな公共料金を払わない人は無料にならないと、それは確かに聞いております。それで、去年はたしかこれの半分ぐらいの金額でしたよね、未済額が。一気に大体約倍になっていて、何でそれ、払わない人は結局その税金も払わないと思うんですけども、何でそんなに増えていくのかなと。1つの足かせではないですけども、公共料金を払わないと保育料も無料にしないと。これ物すごくいいことだと思うんですけども。ただ、端的に言えば、一番先に載っている金額の欄に、この金額自体の金額が載ることが本当はおかしいことですよ。正確に言えば、無料化の。ただ、払わない人は無料化にできないと、そういうシステムですから。なるべくこの辺の回収も、金額問わず、回収を前向きにとにかく努力してください。私はそれだけです。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） ページ数で98ページ、お願いいたします。

物品それぞれ、自家用車、乗用車ほか、それぞれコンテナまで載っておりまして、今年度決算増減高がランニングマシン6台というふうになっております。この物品に掲載されている数字なんですけれども、これについて定義があるのか、金額が幾ら以上とか、そういう部分があったら説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 暫時休議します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問であります、財産に関する調書2の物品の本年度中の増減額があつてここに記載するものは何かということでございますが、物品ですので基本的には備品購入の調書でございます。しかし、備品購入につきましては各科目それぞれ多数ありますので、ここに掲載するものにつきましては、重要な物品について記載するというような定義がございますので、代表的なもののみ記載しております。以上です。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） わかりました。それで、財務規則にのっとりそれぞれ管理しているというふうに私は思っておりますが、第2条に定めている物品管理者、これはどなたになっているのでしょうか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） 各課の科目がございますので、各課の課長が管理するというようなことになっております。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） それぞれ財務規則に定まって金額が載せてあるというふうに確認しました。

今後とも財務規則にのりつて的確に管理してほしいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 成果報告書では21ページなんです、決算書類は40ページになります。

老人福祉費の中の委託料に、ふれあいの家管理運営委託料とありますが、137万3,413円計上されて委託料が支払われたわけなんですけれども、利用状況は集会室495名ありました、宿泊95名あつたと実績が載っていますが、この利用者の方々なんです、こういった方々があつたのかお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） ただいまの質問にお答えをしたいというふうに思います。

集会室のほうにつきましては、村内の各種団体のほうで使っているというのがほとんどでございます。宿泊につきましては95名ということなんです、こちらにつきましては村内の方で18名、それから村外の方で77名で、合計で95名というふうになっております。

詳しい中身までは、どういう理由でというのは調べてはいないんですが、冠婚葬祭でやっぱり来ていただいた方、結構、高齢者の方とその付き添いの方、そういった方が宿泊されているというふうなことが実情のよう

でございます。

下の金額の137万3,413円につきましては、ふれあいの家のほうを社会福祉協議会のほうに管理運営を委託しておりますので、その委託費のほうを計上させていただいております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） わかりました。これの今の各種団体というふうな報告がありましたが、主にどういうふうな団体ですか。それと、このふれあいの家を利用して上がった料金というか、それはどのぐらいあったか教えていただきたいと思うんですけれども。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 相楽高德君 登壇〕

○保健福祉課長（相楽高德君） 各種団体と言われるものにつきましては、地元滑津原地区のサロン、高齢者のサロンですね、そういった方々が多いようです。それから、ふれあいの家の使用料につきましては、決算書の9ページの12、使用料及び手数料の1の使用料の民生使用料、その中の福祉センター使用料の中の1番、細目であります16万7,400円ということになっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（藤田利春君） 3番、小林 均君。

○3番（小林 均君） 了解です。わかりました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第1号を認定します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午前11時42分

第 3 回 定 例 村 議 会

(第 4 号)

平成30年第3回中島村議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年10月5日(金) 午前10時開議

- 日程第 1 認定第2号 平成29年度中島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第 2 認定第3号 平成29年度中島村簡易水道特別会計歳入歳出決算
日程第 3 認定第4号 平成29年度中島村土地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第 4 認定第5号 平成29年度中島村農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算
日程第 5 認定第6号 平成29年度中島村墓地特別会計歳入歳出決算
日程第 6 認定第7号 平成29年度中島村介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第 7 認定第8号 平成29年度中島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第 8 請願・陳情審査の報告(陳情第5号から陳情第7号まで)
日程第 9 陳情第5号 学校給食の無料化を求める陳情書
日程第10 陳情第6号 県に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出を求める陳情書
日程第11 陳情第7号 国に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出を求める陳情書
日程第12 議員派遣の件
(追加)
日程第 1 議案の上程 提案理由の説明(発委第4号から発委第6号まで)
日程第 2 発委第4号 学校給食の無料化を求める意見書について
日程第 3 発委第5号 県に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出についての意見書について
日程第 4 発委第6号 国に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出についての意見書について
日程第 5 閉会中の継続調査の申出について(議会運営委員会)

出席議員(8名)

1番	椎名康夫君	2番	小室重克君
3番	小林均君	4番	小室辰雄君
5番	小松公雄君	6番	鈴木新平君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	小針英希君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君

会計管理者兼 税務課長	久保田 利 男 君	住民生活課長	小 林 隆 君
建設課長	齋 藤 満 君	保健福祉課長	相 楽 高 徳 君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢 吹 勝 人 君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本 間 俊 一 君
代表監査委員	大 澤 洋 次 郎 君		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 向 井 正 書 記 藤 田 幸 江

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、認定第2号 平成29年度中島村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） おはようございます。

4ページをお開きください。

私が言っている内容に、また何か同じような内容がありますけれども、ご容赦ください。

4ページの不納欠損額の処理、この内容の詳細をよろしくお願いします。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

[会計管理者兼税務課長 久保田利男君 登壇]

○会計管理者兼税務課長（久保田利男君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

4ページの国民健康保険税の不納欠損の102万6,290円でございますが、これらにつきましては平成14年から平成20年までの国保税でありまして、件数につきましては67件、対象者4名でございます。これらについても村県民税や軽自動車税の不納欠損の対象者と同じ方でありまして、先日申し上げました説明と同じになりますが、これらの徴収につきましては、村外に移住された方々を含め、実態調査を行いまして、法の手続によりまして督促や催告を行ってきたところではありますが、その後、本人死亡や消息不明となりまして、徴収できなかったことによりまして地方自治法第18条の規定によりまして、消滅時効ということでの不納欠損になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（藤田利春君） 4番、小室辰雄君。

○4番（小室辰雄君） 法のもとに処理したと。まあ、それは処理せざるを得ないのかなと、苦渋の選択と。た

だですね、その中で、欠損処理を、これは誰が持ってもいいことではないと、当然監査のほうからも指摘もされておりますけれども。それに付随しまして、いずれ欠損処理の予備群になるであろうと。承認された分が莫大な金額になっていますよね。これも当然広域圏のほうにお願いをして回収に努めているとは思いますが、この回収に当たり、これは回収というのは税金のほうだけは回収しておりますね。ただ、ある程度残っている内容の人は、言葉に語弊があるかもしれませんが、中には悪意に満ちている、私の考え方で、あくまでも個人の、世の中にそういう人もいるのかなと。多分、いろんな税金は同じ人がいっぱい滞納して、何でもかんでも滞納していると、多分それに近いのかなと思う。ただ、個人情報の保護法という名のもとに誰も名前はわからないです。だから、その辺を考えたときに、きのう一般会計の中でもありましたけれども、当然人の名前はわからないですけれども、ただ、それいろんな課によって、名前がわからない、名前は出せないと。ただし、出せないんだらば、それなりの方法でその情報を全部の課である程度縦横で共有していかないと、これは、このままの状態が減っていくことは考えられないのかなと、どうしてもね。

あと、もしかして私らが、これは全般的に通常見ただけだって毎年残って、何十年前のが残っている、これを時効を停止させる措置を講じなくちゃならないんじゃないですかと、そういう提案を述べたくたって、何にもわからなくちゃできないですよ、実際のところ。だって、課長さんらばかりでなかなかやるのは大変でしょう、はっきり言ったら。人のいい思いつきとかアイデアもあると思いますし、個人情報法にひっかからないように、ナンバーぶってずらっと打って行ってやっても別にいいんじゃないのかなと。それを各課である程度共有してもらって、とにかく収入未済額ですか、未済額だけで終わっていないけれども、これは不納欠損のほうに最終的に時効になって回すようになるおそれが物すごくあるのかなと私はそのような気もしています。だから、これに関して、私がじゃどうしますという答えは出せません、課長のほうだ。そういう方向でとにかくこういうことがあるんだと、今私の一つ提案ですけれどもね、これでとにかく不納欠損は極力とも出さないように努力してください。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第2号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、認定第3号 平成29年度中島村簡易水道特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） それでは、成果報告書よりご質問いたします。

17ページ、水道施設維持管理に関すること、事業の概要でですね、細々説明ありますけれども、本年度の総配水量、28年度から比べますと4万5,000立米増えています。しかし、年間総有収水量ですか、これは逆に2,487立米ほど減っています。これらは一体どういうことでこういう事態が生じるのでしょうか。ご説明お聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

この記載されています年間総有収水量並びに⑫番の有水率のほうでございしますが、平成29年度におきまして二ツ山、入江地区の配水管工事を行っております。そこで仮設管を設けまして、給水の供給を行ってまいりました。冬期間の工事でありまして、凍結防止ということで、水を出して凍結防止を図ってまいりました。その水量が幾ら使ったかというのは、ちょっと不明になっております。また、県道母畑・白河線の高重運輸さんの倉庫の付近で漏水工事がありました。その漏水の水道についてもちょっと不明であります。ですので、平成29年については前年度より大幅に数字が異なってくるということでございます。

また、現在の有水率のほうなんですけれども、現在は86%ぐらい回復しているということでございます。また、これは年度末に新たに計算しまして率が確定すると思っておりますので、また維持工事のほう、点検等行っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） はい、説明はよくわかりました。本管の入れかえ工事、新設工事ですか、それである凍結防止に流しっぱなしにしていますよね。あれで、かなりすごい数量になると。そして、あと一つは県道沿いの漏水ということで、まあそれは承知しました。

できれば、有収率上げていくためには、各個人の水道料金も徴収すれば上がるんでしょうけれども、議長、関連がありますので、続けて質問してよろしいですか。

○議長（藤田利春君） はい。

○1番（椎名康夫君） それでは、決算書の3ページお開きください。

その中で、使用料及び手数料ということで、収入未済額ということで1,400万何がしかの数字載っていますが、かなり大きい金額であります。これらの比率、家族、世帯数とかわかれば教えてください。通年の場合、今期新たに発生したか、それまでわかればお聞きしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

平成29年度に記されております収入未済額1,438万6,373円でございます。この内訳としまして、新たに平成29年度においては373件の方がおります。金額にいたしまして211万2,915円の未済入があります。平成28年から以前の分といたしまして約1,400件の1,227万3,458円でございます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 改めて聞けば通年で1,400件、大変な件数であります。

本年度は滞納繰越分210万、19万ありましたが、28年度は140万と、若干滞納繰越分、29年度に関しては増えました。でも1,400万、ほとんど動かないです。岩盤みたいなものです。それを幾らかでもこじあけて、少しずつでも回収に向けなければならないと思います、集落排水も同じようなことですが、では、まだ徴収をできていない家庭にどのような対応をとっておられるのか、順序立ててお聞かせください。お願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、私どものほうでございます。徴収の方法でございますが、まず未納者の方に対しまして、家庭訪問等を行っております。その際に使用料の納入のお願いをし、その場で徴収をいただける方についてはその場でいただいております。また、その家庭の収入状況によりましてなかなか納入していただけないという方につきましては、納入計画書をお出ししていただいて計画的な納入並びに分納をしていただいているところであります。

平成29年度につきまして、納入計画書を提出されていない方、悪質だという考えを私どもが判断して、水道の停止を行った件数が2件あります。その後、給水停止を行っても向こうからの連絡は一切来ていないという状況でございます。その方につきましても、引き続き未納であるということで督促を行っております。

また、収納関係でございますが、平成28年度までの滞納繰越分といたしまして、9月25日現在で35万1,220円、件数であります38件の件数、また分納としまして22件ほどあります。29年度分の水道料の徴収を件数で52件、分納で4件、合計47万2,126円、合計いたしまして82万3,346円ほど今現在納入されているということでございます。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 内容はまあ理解しました。悪質な方には、水道をとめてもそれでもまだ納入されないと、本当に悪質ということですね。

それでは、経済的に困窮されている家庭としてはどのぐらいの件数捉えているのでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

納入計画書を平成29年度に新たに3件提出していただいております。平成30年度につきましても3件、計6件新たに出していただいているわけですが、そのうち29年度分の3件につきましては、いまだに納入がないということがございます。また、平成30年度、今年度にいただいている3件のうち2件の方についても引き続き納入がないと、トータル5件の方についてはいただいてないという状況になっております。

○議長（藤田利春君） 1番、椎名康夫君。

○1番（椎名康夫君） 大変ご苦労さまです。ここで手をとめることなく、いろいろな手だてを講じることが大事だと思います。課長さん、大変頭が痛いかと思えます。苦言を呈しますけれども、誰もよその人やりません。担当課でやるしかないです。これというのは1,400万の岩盤をあける何かいい方法とか、それらも含めて建設課所管ですので、水道管出納も同じことです。何かいい方法をそろそろ考えなきゃだめだと思います。少しずつやっていますけれども、なかなか基礎にある部分は動きません。今後とも一層奮励努力してください。

質問終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第3号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、認定第4号 平成29年度中島村土地造成事業特別会計歳入歳出決算を議題と

します。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第4号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、認定第5号 平成29年度中島村農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第5号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、認定第6号 平成29年度中島村墓地特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 3ページ、お願いしたいと思います。

歳入の中で、使用料及び手数料、墓地管理手数料がありますが、予算現額では12万円、調定収入済額10万5,000円となっております。この辺の説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

墓地管理手数料につきましてですが、10万5,000円、29年度に購入した方3名の1万5,000円、年使用料、手数料ですね。あと、10年たった方が、お宅がいらっしゃいます。そちらから4人、1万5,000円掛ける7件で10万5,000円ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 7件ということで収入があったということで説明は了解しますが、予算が12万円とった根拠というのが、私、3月のときに実はちょっとそこ確認をしましてやったんですが、12万円の根拠を聞いて、その中に12万円入らなかったということで、何らかのことがあったんだろうなと推測したわけなんです。なぜ予算額12万円とったのに、12万円とったというのは8区画分だったと思います。8掛ける1万5,000円ということで予算を決定し、そして3月終わった段階で7区画になっていったということなので、その1区画分の金額がどうして合わなかったのかなというところをちょっと説明いただきたかったんですけども。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問ですが、歳入につきまして1件余分目にプラスアルファ分として予備的に計上していたということでご理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 予備的にとったということで了解しました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、認定第7号 平成29年度中島村介護保険特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第7号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第7、認定第8号 平成29年度中島村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） 3ページ、お願いいたします。

3ページの中の、後期高齢者医療保険料の中の普通徴収保険料の歳入未済額11万7,600円について説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 税務課長。

〔会計管理者兼税務課長 久保田利男君 登壇〕

○会計管理者兼税務課長（久保田利男君） ただいまのご質問であります。後期高齢者の医療保険料の収入未済額11万7,600円でございますが、これらにつきましては、後期高齢者医療保険料の普通徴収分でありまして、2名の方の収入未済額であります。この2名の方については、当該年度中、5月31日まで納入するというふうな確約をとっておりましたが、ちょっと出納閉鎖まで納入がなされなかった。実際に納入がなされたのが6月5日でございます。6月5日、2人とも納入しているところでありまして、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤田利春君） 2番、小室重克君。

○2番（小室重克君） はい、了解しました。後期高齢者については、不納欠損、収入未済額、例年ございません。何とか維持していただきたいというふうに思っております。ご苦労さまです。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより認定第8号を採決します。

本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり認定されました。

◎陳情第5号～陳情第7号の委員長報告

○議長（藤田利春君） 日程第8、請願・陳情審査の報告（陳情第5号から陳情第7号まで）を議題とします。

この陳情は、総務教育常任委員会付託であります。

総務教育常任委員会の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君。

〔総務教育常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小室辰雄君） 総務教育常任委員会より報告をいたします。

本委員会に付託のあった陳情第5号から陳情第7号までの陳情書について、去る9月25日、総務教育常任委員会を開催し、慎重に審査を行ったところであります。

その陳情の内容及び審査結果について報告いたします。

陳情第5号は、学校給食の無料化を求める陳情書です。

貧困対策はもとより、子育て支援、少子化対策として、小中学校の給食を無料化または一部補助する自治体が増加しています。

学校給食は、学校教育法でも食育と位置づけられ、教育活動の一環です。

本委員会は、無料化は教育的効果と貧困への対応策のみではなく、子ども・子育て支援拡充の面からも支援が必要であるとの意見で一致し、本陳情は願意妥当の意見で一致いたしました。

次に、陳情第6号は、県に対し「学校給食の無料化を求める意見書」の提出を求める陳情です。

県内では、子育て支援、少子化対策として、小中学校の給食を無料化または一部補助する自治体が増加しており、支援を実施している市町村は29市町村へと広がりを見せています。

2016年3月の内閣府経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無料化が打ち出されました。

県では、日本一安心して子供を産み育てやすい環境づくりの実現を掲げています。

このようなことから、本委員会は、県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」の提出を求める陳情は願意妥当との意見で一致いたしました。

次に、陳情第7号は、国に対し「学校給食の無料化を求める意見書」の提出を求める陳情です。

貧困と格差が広がる中、給食費を滞納する世帯が増加している現状があります。

学校給食は食育と位置づけられ、教育活動の一環です。日本国憲法第26条にも「義務教育は、これを無償と

する」と明記されております。

このようなことから、本委員会は、全国どこに住んでいても健やかな子供たちの成長を保障する上で、国に対し「学校給食の無料化を求める意見書」の提出を求める陳情は願意妥当の意見で一致しました。

以上、陳情第5号から陳情第7号までの審査結果は、いずれも願意妥当との意見の一致を見たので、採択すべきものと決しました。

以上で審査結果の報告を終わります。

平成30年10月5日、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で委員長の報告を終わります。

◎陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第9、陳情第5号 学校給食の無料化を求める陳情書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第5号を採決します。

本件に対する総務教育常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号は採択することに決しました。

◎陳情第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第10、陳情第6号 県に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出を求める陳

情書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第6号を採決します。

本件に対する総務教育常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は採択することに決しました。

◎陳情第7号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第11、陳情第7号 国に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出を求める陳情書を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより陳情第7号を採決します。

本件に対する総務教育常任委員会委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は採択することに決しました。

◎議員派遣の件

○議長（藤田利春君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付した印刷文書のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件として、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君より学校給食の無料化を求める陳情書ほか2件に係る発委案3件、議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続調査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程とし、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配付しますので、暫時休議いたします。

お諮りいたします。ここで、10時50分まで休議したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎発委第4号～発委第6号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、議案の上程を行います。

発委第4号から発委第6号までを一括議題とします。

本案について、提案理由を求めます。

総務教育常任委員会委員長、小室辰雄君。

4番、小室辰雄君。

〔総務教育常任委員会委員長 小室辰雄君 登壇〕

○総務教育常任委員会委員長（小室辰雄君） 追加日程で上程しました発委第4号から発委第6号までの提案理由を説明いたします。

初めに、発委第4号は、学校給食の無料化を求める意見書です。

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援、少子化対策として、小中学校の給食を無料化または一部補助する自治体が急速に増えてきています。

自治体予算で学校給食費を全額無料化した相馬市、金山町、下郷町の3市町村を初め、半額補助や一部補助をする自治体は県内29市町村へと広がりを見せております。

学校給食は食育と位置づけられ、教育活動の一環です。文部省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することは可能です。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、義務教育学校の設置者である中島村に学校給食の無料化を実現するよう意見書を提出するものです。

次に、発委第5号は、県に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出についての意見書です。

福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援、少子化対策として小中学校の給食を無料化または一部補助する自治体が急速に増えてきています。

学校給食は食育と位置づけられ、教育活動の一環です。文部省が認めているように、保護者負担となっている学校給食費は設置者の判断で軽減することが可能です。

県が掲げる日本一安心して子どもを産み育てやすい環境づくりの実現に向けて、県の事業として学校給食の無料化を実現することを求めるものです。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」を提出するものです。

次に、発委第6号は、国に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出についての意見書です。

学校給食は食育と位置づけられ、教育活動の一環です。日本国憲法第26条に「義務教育は、これを無償とする」とあることから、給食費の無料化を求めるものです。

学校給食を家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子供の健やかな成長のために非常に重要です。同時に、無料化は自治体の財政を圧迫することから、実施に踏み切れない市町村も少なくありません。

2016年3月の内閣府経済財政諮問会議においても、子ども・子育て支援拡充として給食費の無料化が打ち出されました。

よって、学校給食費の無料化を早期に実現されるよう強く求めるものです。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」を提出するものです。

以上で提出議案の説明を終わります。

平成30年10月5日、総務教育常任委員会委員長、小室辰雄。

○議長（藤田利春君） 以上で提案理由の説明は終わります。

◎発委第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、発委第4号 学校給食の無料化を求める陳情書に関する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第4号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第3、発委第5号 県に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出について

ての意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第5号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発委第6号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第4、発委第6号 国に対し「学校給食の無料化を求める意見書」提出についての意見書について議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより発委第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま発委第4号から発委第6号までの意見書について議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（藤田利春君） 追加日程第5、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長、木村秋夫君より、次期会議の会期等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） この際、村長から発言があれば、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会に提出しました全議案並びに29年度決算認定を原案どおり可決承認及び認定を賜り、衷心より御礼を申し上げます。

9月19日より、3期目の村政執行を託され身の引き締まる思いであります。一般質問でも答弁させていただきましたが、公約実現に向けて全庁挙げて職務に邁進したいと思っております。

10月は、平成30年度行政年度折り返しの下期に入りました。事業計画の再度の点検を行い、スムーズな村政の執行に取り組み、平成元号最後の年にふさわしい村づくりに邁進してまいりたいと思っております。

皆様のさらなるご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、議員各位のますますのご活躍ご健勝をご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで平成30年第3回中島村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月7日

議 長 藤 田 利 春

署 名 議 員 木 村 秋 夫

署 名 議 員 椎 名 康 夫